

令和5年西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

1. 開催日時 令和5年9月22日
1. 開催場所 西予市議会全員協議会室
1. 開 会 令和5年9月22日
午前8時59分
1. 閉 会 令和5年9月22日
午後3時37分
1. 出席委員
- 班長 加藤 美香
- 副班長 井関 陽一
- 委員 和気 数男
- 委員 中村 一雅
- 委員 山本 英明
- 委員 酒井 宇之吉
1. 欠席委員
- なし
1. 出席説明員
- 生活福祉部長
- 兼福祉事務所長 一井 健二
- 医療介護部長 浅野 幸彦
- 長寿介護課長 土居 文人
- 福祉課長 佐々木邦仁
- 子育て支援課長 宇都宮 博
- 市民課長 兵頭 俊也
- 税務課長 宮中 英希
- 人権啓発課長 浅井 裕史
- 環境衛生課長 大塚 義導
- 健康づくり推進課長 松本 豊和
- 市民病院事務長 麓 寿春
- 野村病院事務長 垣内 千幸
- つくし苑事務長 亀岡 敦志
- 医療対策室長 片山 裕介
- 長寿介護課補佐 竹中 千恵
- 長寿介護課保健師長 山下 弘子
- 長寿介護課係長 末光 文治
- 長寿介護課係長 山下 元紀
- 福祉課長補佐 田村多八郎
- 福祉課長補佐 大内 俊二
- 福祉課係長 細谷 涼子
- 福祉課係長 三好 和義
- 福祉課係長 辰己 英作
- 子育て支援課長補佐 眞田 忠輝
- 子育て支援課長補佐 信宮 佳子
- 子育て支援課係長 竹内 奈美
- 子育て支援課係長 清家 亮

- 市民課長補佐 二宮 厚彦
- 市民課長補佐 二宮 国男
- 市民課係長 小野 恵
- 市民課係長 松田 望
- 市民課係長 竹田 哲志
- 環境衛生課長補佐 武内幸希典
- 環境衛生課長補佐 紀伊野勇人
- 環境衛生課係長 三好 進祐
- 健康づくり推進課長補佐 兵頭 真
- 健康づくり推進課保健師長 宇都宮弥生
- 健康づくり推進課係長 権田 京子
- 健康づくり推進課係長 松本 史子
- 市民病院事務長補佐 竹内 寿男
- 市民病院係長 稲葉 和司
- 野村病院事務長補佐 富永 一彦
- 野村病院係長 松本 理恵
- つくし苑事務長補佐 松崎 美智

1. 出席議会事務局職員

書記 脇本 美登利

1. 会議に付した事件

- 認定第 1 号 令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第11号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前 8 時 59 分

○井関副班長

開会宣言を行うとともに、班長に挨拶を促す。

○加藤班長

挨拶を行う。

○井関副班長

一井生活福祉部長兼福祉事務所に挨拶を促す。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

挨拶を行う。

○井関副班長

以降の進行を班長に委ねる。

【福祉事務所】

【長寿介護課】

○加藤班長

これより本日の会議を開きます。

予算書は自分で確認していただき、成果資料はタブレットで送信いたしますのでそのようにしていただけたらと思います。

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分を議題といたします。

まず歳入について担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、決算書に基づき歳入の御説明をさせていただきます。

決算書の 23 ページと 24 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金、収入未済額が 7 万 6500 円となっております。これは、養護老人ホーム入所者の扶養義務者に係る措置費用負担金でございます。詳細は、令和 2 年度からの繰越し 1 件、月額 4,500 円の 8 カ月分の 3 万 6000 円と、令和 4 年度分の月額 4,500 円の 9 カ月分の 4 万 500 円の合計 7 万 6500 円となっておりますが、令和 5 年 7 月 31 日に納入いただいております。

以上で、長寿介護課所管分歳入についての説明を終わります。御審査のほどよろしく願いします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「養護老人ホーム三楽園建設事業」について、担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました事務事業について順に御説明させていただきます。

まず、決算書は 135 ページ、136 ページ、主要な施策の成果報告書は 53 ページ「養護老人ホーム三楽園建設事業」を御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費になります。養護老人ホーム三楽園建設事業は、旧二木生学校跡地に、入居者のプライバシーに配慮したユニット型個室の養護老人ホーム三楽園の移転改築工事を実施するもので、西予総合福祉会が事務実施主体となっており、設計工事に係る費用に対して補助金を交付しております。

令和 4 年度におきましては、建設地である旧二木生小学校校舎棟の解体工事の設計委託料 562 万 6900 円、養護老人ホーム三楽園の移転改築工事設計委託料 2389 万円、地質調査業務委託料 225 万 5000 円等となっております。

令和 5 年度におきましては、市道二及 10 号線道路改良工事の完了により、旧二木生小学校校舎棟の解体工事を現在実施しており、解体工事完了後、養護老人ホーム三楽園の建設工事へ移行する予定です。

以上で、養護老人ホーム三楽園建設事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

これ海拔何メートルになっておりますか。多分ここへ移転するときに、東南海地震は影響がないという説明があったんですが。

○土居長寿介護課長

この点につきまして調査しておりませんので、調査後すぐ連絡させていただきます。

○酒井委員

三楽園の移転のときに、二木生小学校は、東南海地震に何とか免れるというようなことで二木生にしたということをちょっと聞いておりましたんですが、そのメーターを聞くことと、それから非常にすばらしいものができようとしておりますが、少し遅れてるようなんですが、その遅れた原因について説明願ったらと思います。

○土居長寿介護課長

工事が遅れておりますのは、特に市道二及10号線、これの工事が遅れた分が原因となっております。

○酒井委員

これの設計委託やっとなんですが、設計委託に関わる福祉事務所からの設計業者に対してどのような関わりをもつのか。西予総合福祉会に全部委託してお任せなのか、その点をお尋ねしておきます。

○土居長寿介護課長

この三楽園の建設の設計につきましては、一応建設課にも内容を全て確認いただいているところです。

○酒井委員

西予市の福祉行政に対するステイタスといいますかスタンスが、やはりこういうものを建てるときには、福祉行政の信念といいますか理念というのが反映できるようなものをしっかりと、委託されてるのは総合福祉会なんですが、そちらのほうへ伝えるべきだと私は常々思っておりますので、その辺りについては、福祉事務所の福祉行政のこういう福祉行政をするんだというものはしっかりと伝えて、通り一遍で、言葉悪いですけども、丸投げ的な設計、丸投げ的なやり方じゃなし、やはり総合福祉会との信頼関係が非常に強いんだろうと思いますけども、その辺りは福祉事務所の行政指導の中で、しっかりとしたものをつくってほしいと思っておりますが、部長どうですか。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御意見ありがとうございます。

西予市としましても市内の社会福祉法人の施設の運営、ハード面も含めてでございますけれども、ある一方では所轄庁ということで、そういう立ち位置になっております。幸いにも現在いろいろ御相談いただいている法人につきましては、逐一そういう技術的な支援というところについても、法

人さんから西予市としての公共的な支援の要請というのもいただいておりますので、こちらとしましても積極的に関わっていきたいと思っておりますし、ある意味市の補助金というのも出していきますので、間接的ではございますけれども、公共事業としての位置づけになろうかと思っておりますので、そういった視点でも指導、助言等してまいりたいと考えております。

○酒井委員

出す中で、市からも出てるわけですけども、市の出た中での金額っていうのは予算の中に出ておりますんで、正確な記憶はありませんけども、1億幾らだったと思うんですけども、そういう金額の中でやるときに、設計業者が非常にいつもどこでもそうですけども、建設課もそうなんですけども、非常に設計業者に丸投げされたような形のものが最近よく見られるんで、その点は行政でしっかり指導していただいて、もちろん職員にしても委託されたところでも、業者に任したら、そのほうが非常に事務の手間も省けますしいいと思うんですけども、私も議員の役目っていうのは、やはりそういうものをしっかりと見届けないと、そしてそういうものをしっかりと見誤らないような形で、行政にかじ取りをしてもらってというのが大きな議会の役目、議員の役目でございますので、しっかりとこの際ちょっと厳しい言い方になりますけれども、やっていただかないといけないなど、かように思う次第でございますが。

金額確認させてもらっていいですか。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時13分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時13分）

○酒井委員

この中で、追加で解体工事でアスベストの金額が出たのここじゃなかったですか。当初からそういうものは、予算のときにはこういうものを言うべきじゃないですけども、決算のときには、しっかりとと言うとかんといかんの、予算のときにこういうものはあるということをしっかりと追加で出すような不手際はしないようにしてください。決算ですから、反省とかそういうことが必要なんで、アスベストの解体、追加工事、予算があったんじゃないですか。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時15分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時17分）

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

非常に期間が長かったんで、設計単価から、それから資材、仕入れ、材料、こういうものが非常にここガソリンの値上げだとか物価高、そして円安の関係で、いろんなものが、設計がしにくくて、最初の通りでやると、言葉悪いけど、業者の利益の配分が利益が出ないというような形が出てますが、これに対しての対応は設計内で、予算の中で全部済むんですか。

○土居長寿介護課長

現在のところ、出来高設計全てはできておりません。まだ解体途中ですので、全体的な工事費はまだ解体工事費は分かってないんですが、一応業者との協議の中では、結局ダイオキシンがなくて、アスベストが増加したという形になっておりますので、その範囲内で収まるんじゃないかという話をいただいているところです。

○加藤班長

ほかにございませんか。

○中村委員

二木生小の解体工事にかかる前の市道の改良ですけど、あれは大型のダンプが出入りするときには少し強制的に危ないということで、たしかボックスカルバートとか入れて、道の幅を広げつつ改善したという工事だったと聞いています。

その際に家が立て込んでいた道路なので、付近の家に安土のときのような地盤沈下とか迷惑がからないように、最善の注意を払わんといかんよねという話がたしかあったと思うんですけど、結果的に住民のほうからの苦情、クレームみたいなことは上がってこなかったですか。

○土居長寿介護課長

この市道二及10号線の工事につきましては、建設課で担当していただいているわけなんですけど、建設課からもこの工事終了後にそういうふうな問題があったというようなお話はいただいております。

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「高齢者路線バス利用補助事業」について、担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

続きまして、決算書は同じく135ページ、136ページ「高齢者路線バス利用補助事業」を御覧ください。

同じく3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費になります。

高齢者路線バス利用補助事業は、通院及び買物等の交通手段として、公共路線バスを利用する高齢者に対して運賃を助成することにより、高齢者の負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としております。

事業内容は、市内に住所を有する満70歳以上の高齢者を対象に、運賃の2分の1を助成するため、西予市高齢者路線バス利用助成券を交付するものです。ただし、乗車1回の運賃の金額が260円以下の場合は助成の対象となりません。助成券は1冊36枚綴りで1人につき年間2冊まで交付します。また、対象となる路線は、公共路線バスの西予市区域内にしており、市外は助成対象外となります。補助実績としましては326万8280円となっております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、申請者数と利用回数は減少傾向にありますが、高齢者の通院、買物支援につながっていると評価するとともに事業継続が望ましいと考えております。

以上で、高齢者路線バス利用補助事業の説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

この高齢者のバス利用の補助というのは大変いい事業だと思っておるんですけども、その路線を、今回デマンドタクシーに変わったともあると思うんですが、そういった方向性っていうのは今後どのように考えておられますか。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時22分）

○加藤班長

再開を告げる。（休憩 午前9時22分）

○土居長寿介護課長

この件につきましては、現在まちづくり推進課において、地域公共交通計画が策定されております。

す。こちらとまた関係課とも連携をとりながら今後検討していきたいというふうに考えております。

○井関副班長

まちづくり推進課でバスの路線等々は考えられるんでしょうが、そうなった場合の補助ですよ、デマンドタクシーになった場合の補助のやり方なんかはどういうふうに考えられていますか。

○土居長寿介護課長

現在のところ詳細につきましては、打合せできてないところです。ただし、これからいろんな路線が変わることも十分考えられますので、その都度都度で検討していきたいというふうに考えております。

○加藤班長

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時24分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時29分）

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

この高齢者路線バス利用補助事業ですが、俵津、明浜地区からの人たちが出るのは、明浜から宇和島、吉田へ行く人が多いんだが、この分についてやれないかと、市の中でしか使えないでしょ、着地と発がね。それが吉田病院に行く人たちが、田之浜から行ったりいろんなところにするんですが、それに対して何らかの案、補助的なものを考えていただけないかというのが出ております。

そしてまた、たんぼぼ俵津診療所へ行く狩浜とか渡江とかからが出てないんで、これについてももう少し安いところの移動についても気楽に動けるような、近距離に対しても少し対応できないかという話が出ておりますが、今後、決算でございますので、この次の対応の形で、行政の中で企画をしていただいたらという要望が出ております、市民から。特に、田之浜、高山、狩浜なんかが、高齢化率が55、多いところは60ぐらい地区でもいってますんで、その辺りも含めた形で、端々ほど高齢化率が高いんで、その点も考えていただきたい。

宇和町は、またいろんな福祉バスとかいろんなものが対応できておりまして、野村、城川もそういう対応も端々ができておりますが、三瓶と明浜については意外と一本線の割には、宇和島の幹線道路みたいになっておりまして、対応とかそうい

うものがないという形が出ておりますので、今後、高齢者に対する対応をお願いしたいなということ、反省点です。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時32分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時32分）

○土居長寿介護課長

先ほどの御意見ありがとうございました。

この補助金につきましては、高齢者の負担軽減を目的としておりますが、あくまで市内の病院や店舗などを活用してもらい、野村病院、また市民病院の利用者の増加、また市内店舗の消費喚起を進めることも目的であるため、一応市外につきましては、今後も市内のみとしたいというふうに考えております。

またあわせまして、先ほど狩江の方がたんぼぼまで行かれる分、それについては260円未満ということもありましたが、これにつきましてはそういう路線もちょっと調査した上で、今後の検討とさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○酒井委員

三瓶の方々が八幡浜病院行く。そして、明浜の人たちが吉田病院、市立病院へ行く。これに対して非常に不平、不満があるんですよ。というのは、宇和町の方々は市民病院がある程度近い、そして、野村・城川のほうは、奥伊予観光とかいろんなところに路線を少しずつつくってある。そういうことがあって、何で明浜と三瓶だけがそういう対応がないんだろうかというのが、それ目的は、市内の病院使ってもら、市内の買物を使ってもら、それが本来だと思うんですけども、ただ、明浜とか三瓶については、非常に不公平感が、利用頻度がほかのところとは違うんで、例外的な形でも医療に行く場合だけにするとか、いろんなことを考えていただきたいなと、買物はもう好きでいいんだけどもというような御意見もあるんで、再度その点につきましても考慮願いたいなと思っております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ありがとうございました。

市外の利用という実態もあるということでお伺いをいたしました。

ちょっとこの点につきましては当課の補助であ

るのか市の別の公共交通という視点になるのかも含めて、関係課とも情報共有して研究をさせていただきたいと思います。

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時36分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時36分）

○土居長寿介護課長

先ほどの一般会計の分の中で御質問がありました旧二木生小学校の跡地の海拔につきまして、ちょっと調査しましたところ、国土地理院の地図の海拔によるんですが、海拔7.5メートルとなっております。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時37分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時38分）

次に、認定第5号「令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

主要な施策の成果報告書及び西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書に基づき御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 96 ページを御覧ください。

財政状況、決算規模と決算収支でございますが、令和4年度の決算規模は、歳入63億6979万円、歳出61億1784万9000円となっております。歳入と歳出の差額、形式収支額は2億5194万1000円でございます。これは、前年度と比較しまして8087万2000円の増額となっております。

次に、歳入歳出決算の状況でございますが、第1－2表、歳入におきましては、科目の1保険料、

4国庫支出金、5県支出金、6支払基金交付金が介護保険事業の主な財源となっております。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料になります。国庫支出金及び県支出金は、介護給付費や地域支援事業に対する負担金及び補助金でございます。支払基金とは、社会保険診療報酬支払基金のことで、主に診療報酬の審査、支払いを行う機関ですが、介護保険に係る費用徴収も行っております。40歳から64歳までの第2号保険者の介護保険料は、社保や国保など各医療保険者から介護給付金として支払基金に納められ、介護給付費や地域支援事業に係る必要額を介護保険者である市町村へ交付される仕組みとなっております。

介護保険事業の財源は、自己負担金を除いた事業費のうち、保険料が50%、公費負担が50%となっております。保険料分50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者分が27%となっております。この負担割合は、3年に一度全国の人口比率に基づいて政令で定められます。

また、公費負担分50%に当たる国・県・市それぞれの負担率は、サービス給付や事業の種別に応じて定められております。

次に、科目8繰入金ですが、これは市の公費負担分や一般管理費などを一般会計から繰り入れるものです。その内訳は、下段の表、一般会計繰入金状況に記載しております。歳入決算額63億6979万円は、前年度と比較して6674万1000円の増額となっております。

次に、97ページの歳出欄を御覧ください。

歳出決算額は61億1784万9000円で、前年比と比較して1413万1000円の減額となっております。

その要因として、歳出の91.8%を占める保険給付費が前年度と比較しますと1億2334万3000円減少しております。介護給付費の推移ですが、グラフのとおり介護給付費等は、平成29年以降増加しておりましたが、令和4年度は、要介護・要支援認定者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による通所サービスの利用控えにより減少に転じております。地域支援事業費は、令和3年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小または中止としたことから減少しております。

保険料の収納状況でございますが、第1－3表のとおり、普通徴収につきましては、令和3年度は一時収納率が減少しておりましたが、令和4年度は収納率が増加しております。この要因としては、未納者宅に職員が直接訪問したこと、また被保険者の納付意識の向上により収納率が増加したと考えられます。今後も介護保険制度の周知を図り適正収納に努めてまいります。

続きまして、98ページを御覧ください。

被保険者数や要介護・要支援認定者数の概要と推移を記載しております。第1号被保険者は、介護保険料の所得段階別に9段階で記載しております。認定者数を見ますと、第1号被保険者では、要支援1から要介護2までの比較的軽度な方が全体の63.7%、前年62.1%で、前年度と比較しますと1.6%高くなっております。

次に、99ページを御覧ください。

サービス別の保険給付状況を記載しております。支給額で見ますと、在宅サービス費が全体の約55.8%を占めておりますが、前年度より0.1%減少しております。また、施設サービス費は全体の38.1%で、前年度より0.5%増加しております。在宅サービスのうち、訪問通所サービスでは、通所介護、デイサービスの給付費が51.6%を占めており、その他単品サービスでは、認知症対応型共同生活介護、グループホームの給付率が47.3%を占めております。

続きまして、100ページを御覧ください。

地域支援事業実施状況を記載しております。地域支援事業は、昨年度同様新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小または中止となった事業も多く、昨年度と比較すると事業費で291万4533円減少しております。

次に、101ページを御覧ください。

地域包括プラン数年次推移を掲載しております。グラフを見ますと、令和4年度は包括から委託する件数が増加しております。これは包括支援センターの職員の雇用体制の変更によるものです。

続きまして、西予市特別会計歳入歳出決算書82ページ、83ページをお開きください。

西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書歳入の部です。

1款保険料、1項介護保険料、83ページの不納欠損額は595万763円となっております。法に基づき時効となった未納分を不納欠損しております。

前年度と比較しますと230万3695円増加しております。また、収入未済額は944万3487円となっておりますが、転出や死亡による還付未済額が251万3256円生じておりますので、令和5年度への滞納繰越金額は、現年度、過年度分を合わせて1195万6743円となります。前年度と比較すると234万2100円減少しております。なお、令和5年度は、滞納金額のうち223万1700円につきまして債権整理室に徴収事務を移管しており、今後は債権整理室と連携強化を図り収納率のさらなる向上に努めてまいります。

次に、10款諸収入、4項雑入、収入未済額396万円ですが、これは、介護老人保健施設に係る不正利得を返還計画に基づいて徴収しているものでございます。

以上で、認定第5号「令和4年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○山本委員

債権整理室は何人おられるんですか。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時48分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時48分）

○土居長寿介護課長

ただいまの委員の質問に御回答いたします。

現在税務課内に債権整理室が設置されておりますが、そちらに2名の職員がおります。

○井関副班長

今年の厚生常任委員会での視察研修に行かしていただいたんですが、その中で認知症カフェを視察させていただいたんですが、この認知症カフェを行う時には、この地域支援事業に含まれると考えていいんですかね。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時48分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時48分）

○土居長寿介護課長

ただいまの質問なんですが、地域支援事業のほうで行われております。

○井関副班長

実際、西予市の中で認知症カフェっていうのは、野村の包括支援センターの中でもやられているとは聞いているんですけども、こういった内容が今西予市の中で行われているのかお分かりでしたら教えていただきたいんですが。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時49分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時51分）

○土居長寿介護課長

ただいまの御質問につきましては担当の保健師長が回答いたします。

○山下長寿介護課保健師長

認知症カフェについて御説明いたします。

現在認知症カフェは、地域包括支援センターが支援をしている形で、月2回野村のほうで、オレンジカフェ「花草家」というのを開催しております。これについては、認知症御本人の方やその家族の方、それから地域の方、それとボランティアの方、そういった方が集まって、作業をしたりおしゃべりをしたり、認知症について勉強したり、そういったようなことをしながら開催をされております。

そのほかにも、地域包括支援センターが支援しているもの以外にもグループホームでされていたり、社会福祉協議会で地域カフェというような形で、不定期な開催をされていたりするところもありますが、コロナの影響で少し開催が滞っていたりするところもあるようです。

○井関副班長

ありがとうございます。

仙台のほうに行かしていただいた、宮城のほうに行かしていただいたわけなんですけども、そこではもう本当に認知症カフェが幅広く行われていて、認知症の方を支援する意味ではいいのかなと思いましたので、今後この認知症カフェ進めていってほしいなと思っているんですが、全体的に参加できる人が増えてくるといいのかなというふうに思っております。

もう1点なんですけども、ここに行ったときに認知症介護指導者っていうのが西予市には多分おられないんじゃないかなと思うんですけども、こちらの状況というのは、西予市の中、今どういうふうになってるか教えていただきたいんですが。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時54分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時54分）

○土居長寿介護課長

ただいまの御質問なんですが、実際にその職員さんにつきましては、そういう施設関連の職員さんがそういう資格を取られておりまして、実際に市で取られている職員はおりません。

○井関副班長

私たちが視察したところでは、その指導者の資格を持っておられる方というのかそれを受けられた方がいないって聞いたもんで、西予市にはいないのかなと思っておったんですが、実際総合福祉会とか、野城協会におられるということでもいいんですかね。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時55分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前9時56分）

○土居長寿介護課長

すいません先ほどの回答につきまして訂正させていただきます。

その資格を持ってる方につきましては、西予市内には施設にもいらっしゃいません。

○井関副班長

今後そういった指導を西予市の中の職員の方も取られてもいいと思いますし、またそういう施設に対してこういう資格を取ったらどうですかということをご指導していただきたいと思います。お願いいたします。

○土居長寿介護課長

ただいまの件につきましては今後検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○加藤班長

皆さんないようでしたらちょっと一つ質問させていただきます。

タブレットの96ページの表なんですけど、一般会計繰入金の状況というところの棒グラフがあるんですけども、その一番上のところに、低所得者保険料軽減事業分というのがあると思うんですけども、それが年々上がっていると思うんですけども、数字が、これはちょっと大体の理由は分かるんですけど具体的にもう少し理由を教え

てください。

○井関副班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 59 分）

○井関副班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 59 分）

○土居長寿介護課長

ただいまの低所得者保険料軽減事業分が増えて
いる分につきましては、1 号から 3 号までの実際の
人数が増加しているというのが主な要因でござ
います。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言するものなし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第 5 号「令和 4 年度西予市介護保険特別会
計歳入歳出決算の認定について」認定することに
賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により分科会といたしましては原案ど
おり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 00 分）

【福祉課】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 09 分）

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳
出決算の認定について」福祉課所管分を議題といた
します。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○佐々木福祉課長

それでは認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会
計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分につ
いて決算書に基づき、収入未済額及び不納欠損
額を御説明させていただきます。

一般会計決算書の 67 ページ、68 ページを御覧
ください。

20 款諸収入、5 項雑入、2 目心身障害者扶養共
済金収入、1 節心身障害者扶養共済制度加入者負
担金、収入未済額 117 万 9774 円であります。内
訳は、加入者負担金現年分が 20 万 8800 円、加入
者負担金過年度分 97 万 974 円です。心身扶養共
済制度につきましては、障がいのある方を扶養し

ている保護者が、自らの生前中に毎月一定の掛金
を納めることにより、保護者が死亡、重度の障害
など万一のことがあったとき、障がいのある方に、
終身一定額の年金を支給する制度でございます。
未収になる主な原因としましては、経済的な問題
で掛金が払えなくなった場合や、既に脱退されて
いる方で、脱退一時金も支払われなかったことか
ら、納付を拒否されているような場合があります。
今後も順次督促等を行い、継続して収納に努めて
まいります。

続きまして一般会計決算書の 69 ページから
72 ページを御覧いただければと思います。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、3 節民生費
雑入、収入未済額 1683 万 7821 円のうち、福祉課
所管分は、生活保護費返還金現年分 612 万 1887 円、
過年度分 1057 万 5741 円の合計で 1669 万 7628 円
と、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
返還金過年度分 10 万円でございます。生活保護
費返還金については、保護開始後に資力が判明し、
申告があった場合や保護受給中に収入があった際
に届出を怠り後日判明した場合、支給した保護費
を返還していただくものでございます。保護開始
時に収入があった場合は、申告していただくよう
説明を行っておりますが、申告されない場合が多
く、収入が判明した時点では、既に手元に残って
いない方がほとんどでございます。分納して納め
ていただくなど返還しやすいように努め、ケース
ワーカーが個別訪問をして納付勧奨を行っており
ますが、完納には時間もかかり納付が難しい方が
多いのが現状でございます。今後も保護開始の際
や定期訪問の際に、収入があった場合の申告の義
務について繰り返し説明を行ってまいりたいと思
います。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金返
還金過年度分についてでございますが、申請時に
住民税が非課税の世帯であった方が、支給後、修
正申告により課税と変更になったため、返還が発
生したもので、3 件のうち 1 件が収入未済になっ
たものでございます。電話連絡や納付の依頼通知
を行い、納付勧奨に努めてまいります。

続いて不納欠損について御説明を申し上げます。
一般会計決算書は、同じ 69 ページから 72 ページ
でございます。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、3 節民生費
雑入、不納欠損額でございますが 231 万 7801 円

でございます。福祉課所管分として、生活保護費返還金過年度分 203 万 6551 円と、被災者生活再建緊急支援金返還金過年度分 28 万 1250 円の計 231 万 7801 円を不納欠損として処理しております。生活保護費返還金過年度分については、返還が判明したとき、既に消費をし、喪失したなど経済的理由によりまして、期間までに支払えなかった案件等について、地方自治法第 236 条の金銭債権の消滅時効により不納欠損としたものでございます。被災者生活再建緊急支援金返還金過年度分については、返還金対象者が死亡されていることから不納欠損としたものでございます。

以上、認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分、収入未済額及び不納欠損額についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中村委員

生活保護とか非課税世帯の方々の世帯、おうちへ実態調査に行かれるみたいなことを先ほど言われてました。経済的なこと以外に暮らしぶりとか細かくつぶさに見て判定されるということなんだろうと思うんですけど、少しそのところ様子、こんなことなんですっていう説明いただいたらと思うんですけど。

○佐々木福祉課長

生活保護世帯につきましては、1 カ月に 1 回とか 3 カ月に 1 回とか 6 カ月に 1 回とか、そのケースによって訪問時期は変わってくるんですけど、年金収入の返金が入ったときに、どうしても改定があって、それが後で判明して、実際年金が高くなると、その分を保護費から返還してもらわないといけないケースがあったりとか、逆にアルバイト等をされて、実際それがうちで分かってなくて、税の申告なんかで判明した場合とか、そういうケースがどうしてもちょっと遅れて出てきてしまうので、そういったケースについて、収入があった分は返還をしてもらおうというところで、実際どうしてもやっぱり生活が苦しい世帯が多いので、その分を先に使ってしまうというのが現状で、実際今支給している生活保護費の中から、払えるぐらいで何千円とかを分納で依頼しているってい

うような状況でございます。

○和気委員

心身障害者扶養共済制度は初めて知ったんですが、現在の加入者ですね、それから負担金はどの程度なのか、負担金を払っていない方はどの程度なのか、ちょっとお聞きます。

○佐々木福祉課長

今加入者自体が 17 名でございます。この心身障害者扶養共済制度につきましては、県が徴収して、まず全額を市から県に納付をします。各障がい者の方で加入されてる保護者の方には市から納付書を送って、その分を納めていただくということになります。生活保護世帯については、加入者負担はゼロ円なので徴収はありません。

あと非課税世帯は、加入者負担が 6 分の 1 ということで、詳しい金額的なところはその方の所得状況によって負担金っていうのが変わってくるので、ちょっと詳細な数字持ち合わせておりませんが、4000 円幾らぐらいから高い人で 1 万 7000 円幾らぐらいだったと思います。そういったことで所得に応じて掛金が変わってくるっていうところで、なかなか障がいを持たれているところも世帯で大変なこともありますけど、障害年金等ももらってる方もおりますので、その辺はふだんから納付の勧奨を行うというところではしておりますので、今月ですか、100 万円ぐらいの、もう分納で入れたいという方もちょっと出てきましたので、そういったことで納付勧奨に努めておるところでございます。

○和気委員

これは年に 1 回例えば 4 月に、期日を定めて通知とか督促状ですか、そういったことやっとなですか。

○佐々木福祉課長

一応納付書は毎月発行をさせていただいてると思います。あと督促は年に 1 回出させてもらっておりますし、いろいろ窓口のほうで、相談、障害の関係で相談等も来られるときがあるのでそういうところを使って納付勧奨を行っているというような状況でございます。

○和気委員

対象者も少ないようなので、恐らくかなりな実態を分かっておられると思うんですが、あまり無理なく進めてもらったらと思います。

○佐々木福祉課長

それぞれ生活がございますので、聞き取りをしながら、無理のない納付をしていただくよう、また勧奨をしていきたいと思ひます。

○中村委員

今の関連ですけど、納付されてない方でも受給資格があるわけよな、何かあった場合は。

○佐々木福祉課長

本人は納付されてなくても市が立替えて納付するという形になるので、形上はもう納付が終わってるといふうなことになるかと思ひます。

○酒井委員

ちょっと知りたいんですけど、住民税の課税でない人よ、これの推移は最近増えてますか。

○佐々木福祉課長

そちらについてはちょっとうちも資料を持ち合わせてないので、またこの後報告させていただいたかと思ひます。心身障害者扶養共済の加入者に対してということでもいいですかね。

○酒井委員

俗に住民税の非課税世帯ってのは7,000世帯あるとかいふような話があるんですけども、これに対して、控除額の問題があつて所得の問題があつて控除があつて、あそこの家が非課税世帯になるのに私んとはならないってやつが結構出てくるんですよ。相手の懐が分からないんだけど税制上の所得税の控除の問題が、いろいろ入ってきておりますんで、その辺りが何であそこは、こうなんで私んところが住民税がかかるのかという人がやっぱり出てくるよね。それでちょっとお聞きしたいのは、ここ数年の非課税世帯の推移をちょっと聞きたかったんですよ。今現在非課税世帯の対象が7,000世帯、俗に言えば我々は多いなという感じがしとるんだけど、控除のいろんな家族が1人増えたら非課税世帯になるわけで、そして、例えば悪く言えば扶養してお父さんお母さんが亡くなったら課税世帯になるわけで、その辺りの問題があるんではっきりとは言えないんですけども、その辺りが、ここ数年住民税の非課税世帯が増えてるんかなと。というのは住民税が入り、徴収金額が増えないんでね。

そしてもう一つあるのは、産業の構造的な問題がやっぱりそれが非課税世帯に反映してるんで、産業の点からもちょっと、住民税の非課税世帯のここ何年間の推移を知りたいなという感じが、思ひがあります。後ほどでもいいです。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時25分)

○加藤班長

再開を告げる。(再開 午前10時25分)

○佐々木福祉課長

今の心身障害者扶養共済のほうとはちょっと関係ないんですけど、今電力、ガスの低所得者世帯の住民税非課税世帯が、今出してるのは6,400ぐらい、前回のときも6,400世帯ぐらいあったと記憶をしております。心身障害者扶養共済のほうにつきましては、今年度の改定時期に変更が3名ありまして、非課税世帯に変更が1件と一般世帯に変更が2件ということで、非課税世帯がトータルで3件、14件が一般課税世帯ということで、心身障害者扶養共済の今年度の改定はしております。

○加藤班長

生活保護返還金についてなんですけれども、生活保護を受ける場合、自分の持ち家である家とか土地がないということが大体条件になってると思うんですけども、どうしても土地などがあつたとしても、売れない土地、全然売れないような状態であれば、生活保護の対象になるということを知っているんですけども、それがそういう土地が売れた場合ですよ、その場合は、何年か生活保護費を受けてたとしたら、その土地代から何年か遡って返還するようになるのかちょっとお聞きいたします。

○佐々木福祉課長

土地が売れた場合で売れた金額にもよるんですけど、今後の生活していく上で今の最低生活費を3カ月とか6カ月ぐらいで終わってみて、実際それが、もうその間で使い果たすということであれば保護の停止ということで、保護費は出さずに生活保護世帯ということで、そのまま継続されるケースもありますし、金額がそれ以上の収入で土地が売れたということであれば、もう保護の廃止ということで、その分を生活費に充てていただいて、それが全てなくなった段階で、また再度保護の申請を行うというような形になるかと思ひます。

○加藤班長

遡って金額が大きかった場合、遡って支給されている分は払わなくていいんですか。

○佐々木福祉課長

その分は保護の返還の対象になりますので、その分はまた返還の勧奨していくというような形に

なろうと思います。

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「福祉避難所機能強化・整備促進事業について」担当課長の説明を求めます。

○佐々木福祉課長

次に決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書 53 ページの下段になります。

福祉避難所機能強化・整備促進事業を御覧ください。この事業は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した各福祉施設に福祉避難所を開設するために、必要な備品等を市が購入し、各指定福祉避難所へ配置し、機能の充実を図るものです。指定福祉避難所が有効に機能するための物資を事前に整備することにより、地域における災害時の要配慮者支援体制を強化し、指定福祉避難所においては、より実効性の高い開設訓練を実施することで、福祉避難所の機能の充実を図ることが出来ております。

また、この事業は、愛媛県が平成 29 年度から、愛媛県福祉避難所機能強化・整備促進事業として取り組んでいる事業の一つで、市としましても、この補助金を活用し、今後も、福祉避難所の機能強化整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上で福祉避難所機能強化・整備促進事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

実績評価の中で、指定避難所を充実するために新たな分野での追加指定を目指していると書いてあるんですが、今 17 カ所あるということではなかなか新たな分野というのが難しいと思うんですけど、これはどういうところを指定する予定とされてるんですか。

○佐々木福祉課長

指定避難所につきましては、議会でも一般質問でありましたように保育所関係の指定避難所とい

うことで、そちらを一応今年度 3 カ所、明浜と野村と城川、指定避難所に設定をいたしております。ということで、4 年度の実績なので、今後というような書き方をさせていただいておりますが、今年度 3 カ所を追加指定することで今進めているところでございます。

○井関副班長

保育所をということで、ここに、要支援者を保育所に避難をさすということになると、その保育士さんたちがその対応をすることになるんですか。

○佐々木福祉課長

保育所につきましては、3 歳児以下の児童を持たれてる保護者の方というところと、その辺で対象者を普通の高齢者の避難所とは違うというところで、ちょっと対象者を設定して、そういう方を受入れするというので、あと実際その保育所の管理者は、園長先生になりますので、その辺の協力をあおいでその管理等していただくのと、あと災対本部から福祉班のほうで、うちから職員が 1 名現地で対応するというような形をとる予定としております。

○井関副班長

私の頭の中で要支援者ってお年の人ばかりと考えておりましたので、確かに小さい子どもさんがおられる方の避難場所としてということですね。ありがとうございました。

○加藤班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「避難行動要支援者管理運営事業について」担当課長の説明を求めます。

○佐々木福祉課長

続きまして 54 ページの上段になります。

避難行動要支援者管理運営事業について御覧をいただいたらと思います。

この事業は、避難行動要支援者の的確な把握を行い関係機関との情報共有を図るとともに、関係者の協力を得ながら個別避難計画の策定を行い、地域の安全安心体制の強化を図り、要支援者の支援活動が円滑に行われることを目的とするものでございます。本市の避難行動要支援者避難支援計画に基づき、情報提供に同意した住民の名簿を自

主防災組織等の支援関係者へ提供し、個別避難計画の策定及び活用について支援することで、計画の実効性を高める体制を構築できると考えております。名簿提供への同意者数につきましては、平成30年豪雨災害や、近年全国で多発する災害等により防災意識も高まり、増加している状況でございます。

しかしながら、同意者の中には自力で避難出来、必要のない方もいると思われ、同意者数の多さで個別避難計画作成の阻害要因と考えられるため、令和4年度より同意の確認書の様式を簡素化、変更し、宇和地区より同意者の見直しを行っているところでございます。そのため申請者は増えているものの、登録者数が約1,000名削除となったものでございますが、順次地区の見直しを行い、真に必要な方から、個別避難計画の作成を進めているところでございます。

そして地域の防災意識の向上を図り、要支援者の避難体制の整備、円滑な避難支援の実施を目指してまいります。

以上、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算認定について」福祉課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

対象者の見直しを行って対象者が減って、新しく計画が立てやすくなったという説明があったわけなんですけども、家族の支援等がある方は除くなどということで書いてあるわけなんですけど、家族支援の場合、昼中なんかだったら家族の方は働きに出られているとかいうのがあるので、そういった場合の昼間に起こった場合の、避難支援っていうやつはまた変わるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのようにして決められているんですか。

○佐々木福祉課長

答弁につきまして担当の三好係長から御説明をさせていただきますと思います。

○三好福祉課係長

昼間の避難支援が出来ない方についてお答えさせていただきます。昨年度見直しを送付した際に、

そういう質問もありました。なので、御自分で判断されてということにはなるんですけども、昼間支援者がいないということであれば同意をさせていただいて、また避難支援者のほうを設定するという形をとらせていただいたらということで、御回答をさせていただいております。以上となります。

○井関副班長

確認ですけども家族の方が昼中は支援が欲しいっていう場合には、避難対象者になっているというふうに考えてよろしいですか。

○三好福祉課係長

そのとおりでございます。

○酒井委員

これ作成して、個人情報に当たって非常に難しい事があったんですが、このあたりはどのようにしております。大体、いざというときにはみんな知っておかないといけんのやけどな。これ作成して、どの人がどれぐらい悪くて、そういうのが全部入ってくるんですよ。その辺りの個人情報の問題をどのように扱ってるか、ちょっとお聞きしたいんですが。一度全地区の全世帯にそういうことをやったんですが、結局個人情報の問題があって、その名簿を渡す台帳渡すのを区長までということに限定したことがあるんですよ。個人情報のこの問題について、どのあたりまで知らしめて、いざというときになると、向こう三軒両隣あるんだけど、組織的には個人情報なんで、結局公表は出来ない。全体には、そういう問題がどのあたりに考えておりますか。

○佐々木福祉課長

今いろいろ抽出等して実際同意を受ける方の返事をもらう名簿の入替え等をしてしておりますが、策定するところに自主防災組織と関わっていただいて、実際災害が起きたときに、やっぱり現場で1番、そういった援助が必要な方にすぐ対応できるということで自主防災組織とのところで説明させていただいて、その辺の情報共有を図っているということで、名簿等もでき上がれば、自主防災組織にお渡ししております。そういったことで対応しております。

○酒井委員

私のところは自主防災がつくるのではなし、やはり自主防災が主導するけども実際作るのは区長さんが作るんですよ。そういうことがあって、今

のところ市としては自主防災にはそういう情報公開を、それを台帳的なものは渡すと、こういう考え方でよろしいですね。

○佐々木福祉課長

その考えでやらせていただければと思います。ちなみに明浜町と野村町、今年度、もう 10 月ぐらいにそういったまた文書を対象者の方お送りして、実際に本当に避難が必要な方っていうのを抽出をさせていただく予定としております。来年度、一応三瓶町と城川町を行うということで、なかなか一遍にやると、うちのほうも事務がなかなか追いついていかないというところがあるので、そういったことで今進めている状況でございます。

○中村委員

三瓶なんかでも年に数回自主防災会が主導する避難訓練をやっておりますけれども、こういう避難行動要支援者に対する避難訓練というものは余りやった記憶がない。明浜のほうで一度大がかりにやったときに車椅子の人を運んでいるシーンを見ましたが、いざというときに実効性を持たせようとすると、必ず避難訓練は避けて通れないように思うんだけど、そこについての所見をお伺いしたい。

○佐々木福祉課長

避難訓練につきまして危機管理のほうが主で動きますので、その辺と連携しながら、そういった要支援者の避難をどうするかということも自主防災組織等々、また検討させていただければと思います。

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 44 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 49 分）

○佐々木福祉課長

先ほどの福祉避難所の 3 カ所追加の保育所関係

の件で、ちょっと修正をお願いしたと思います。

先ほど対象者を 3 歳以下というようなことで答弁をさせていただきましたが、6 カ月以内の乳用児を持たれる方と妊婦さんが対象ということで、ちょっと訂正をさせていただければと思います。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 49 分）

【子育て支援課】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 49 分）

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分を議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、決算書に基づき歳入の御説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の 23 ページと 24 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金、収入未済額 93 万 3190 円でございます。内訳といたしまして、公立保育所保護者負担金（過年度）未納分 31 万 2800 円、私立保育所保護者負担金、過年度分を含む未納金 59 万 2390 円、公立保育所等給食費保護者負担金、過年度分を含む 1 万 5800 円、延長保育保護者負担金、過年度分を含む 1 万 2200 円となっております。保護者負担金の滞納者は、公立保育所で 6 世帯、民間保育所で 8 世帯で、過年度にわたり未納が継続している世帯もあります。

今後、滞納分について、西予市債権管理計画に基づき文書、電話連絡等による督促、納付勧奨を積極的に実施し、分納相談や児童手当からの充当に対応するなど、計画的な債権管理、回収に努め収納率向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、65 ページと 66 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、1 節母子父子家庭小口資金貸付金収入、収入未済額 4 万円でございます。母子父子家庭小口資金貸付金の償還に当たり、分割返納を希望されたことにより未収金となりましたが、令和 5 年

11 月支給の児童扶養手当からの返納予定であり、全額完済の見込みでございます。

以上で、子育て支援課所管分の歳入について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中村委員

収入未済額のところで、公立が6、民間が8という御説明いただきました。地域別でいうとどんな感じですかね、5町。

○宇都宮子育て支援課長

地域別の人数まで把握しておりませんので、後で提出させていただいたと思います。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「保育士等処遇改善臨時特例給付金事業」について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは「保育士等処遇改善臨時特例給付金事業」につきまして決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 46 ページ、保育士等処遇改善臨時特例給付金事業を御覧ください。

決算書は 147 ページの 3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費になります。決算書は 148 ページを御覧ください。

この事業は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用した市内保育士等の処遇改善を図ることを目的とし、市内民間事業者が行う保育士等に対する継続的な賃上げに要する経費に対し、市が補助金を交付する事業でございます。

不用額につきましては、実人数により見込んでいた放課後児童クラブ支援員の賃金改善額が実績により下回ったため 769 万 9000 円の不用額が発生いたしました。事業は確実に執行済みで賃金改善の対象者への影響もございません。

本事業では、補助交付対象となる市内民間施設全てが補助金の交付申請を行い、保育士等の賃上

げに努めており、これにより市内の現場で働く保育士、幼稚園教諭等の給与が月額平均 9,971 円上昇しており、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の処遇改善が図られております。

また、本給付事業は令和 4 年 9 月で終了し、10 月以降の処遇改善に係る経費につきましては、施設型給付費等における施設運営費の処遇改善等加算で措置されており、賃上げ効果が継続されるようになっております。

以上で、保育士等処遇改善臨時特例給付金事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

令和 4 年 9 月で交付金が終了したということで、それから後につきましては運営費等を活用して行っていくということなんですけども、これ同じ金額をその運営費の中で扱っていいのかということと、今後もこれは引き続きずっと運営費というものが国からおりてくるのかその点をお願いいたします。

○宇都宮子育て支援課長

今までの賃上げに相当する分に対して処遇改善加算ということで加算がとれるようになりまして、今後も継続されると聞いております。

○加藤班長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「児童公園整備事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

「児童公園整備事業」について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書は 46 ページ下段の児童公園整備事業になります。決算書は同じく 147 ページの 3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費になります。決算書は 148 ページを御覧ください。

この事業は、人口減少対策の一環として児童公

園を整備し、未来を担う子どもたちの成長と親を支援する環境づくりを行うとともに、本市の魅力をPRし、子育てするなら西予をスローガンに本市への移住定住を促すことを目的とした事業です。

公園整備については、令和4年と5年度の継続費の設定により、宇和町稲生どんぶり館横に、市産材を利用した大型総合遊具などの遊具を整備するもので、令和4年度は、児童公園整備事業公募型プロポーザルにより最優秀提案書を決定後、実施内容を協議し、株式会社宇和土建と工事請負契約を締結いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大や大雪による影響により、設計に関する協議に日数を要したことから契約が遅れ、令和4年度は主に実施設計となり、遊具製造部分について令和5年度へ繰越しをさせていただいております。

公園は令和5年8月25日に完成し、9月3日に供用を開始いたしております。

以上で、児童公園整備事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

決算とはちょっと関係ないかもしれないですけど、9月3日からの運用のことでもいいですかね、いけませんね、分かりました。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時02分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前11時08分）

○酒井委員

念のためにお聞きしますが、これをつくるときに、隣のみずすましとの関係があって、みずすましの年度が来たらあちらへ移す予定というのが入っておりました。行政報告会の中でも説明がありました。ですからこの児童公園整備を目安としては、もうみずすましの移転、あれ耐用年数が後20年ぐらいだったと思うんですが、ですから、あそこに児童公園があるのは、後20年という解釈でよろしいかどうかお尋ねしておきます。

それと同時に、また、この必要性があったときには、また児童公園をつくらなきゃいけないということだろうと思うんですが、その点確認だ

けいたしておきます。

○宇都宮子育て支援課長

児童公園につきましては、隣のみずすましセンターの代替地ということで、あそこに建てかえる聞いておりますので、できるだけ、木製遊具ですのでメンテナンスをしながらその建て替えまでは持つように維持管理していきたいなというふうに思っています。

○山本委員

関連なんですが、遊具の耐用年数といいますか、そういうふうなものの見込みは、今答えられたようなことでいいんですかね。

○宇都宮子育て支援課長

一般的に木製遊具につきましては10年とお聞きしておりますが、メンテナンス次第では15年から20年はいけるというふうに、近隣の八幡浜市の木製遊具の公園でも20年以上たっているので、メンテナンス次第では15年から20年の間はいけるんじゃないかなというふうに考えてます。

○酒井委員

森林環境譲与税の予算を最初入れましたんで、後は起債をやってやっとするんですが、継続して、やはり遊具については一つの売りですから、木製の売りということで、また森林環境譲与税なんかの分を使えるかどうかを確認しておきます。

次に整備するときに、森林環境譲与税なんかを使えるかどうかだけ確認しておきます。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時11分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前11時13分）

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今ほど森林環境譲与税の今後の公園の更新等に当たっての利活用ということで御質問をいただきました。

森林環境譲与税の利用用途につきましては、まだ制度上もスタートしたばかりでございますし、徐々にハード面あるいはソフト面への拡充ということで制度自体も変わっていくものがあるかなと思います。

現在、更新時の利用についての確認までは部局のほうではまだ行っておりませんけれども、できれば今後そういった更新の際にも利用できるような研究は進めてまいりたいと思いますし、今後特に、やはり市産材を多く使っておりますので、森

林環境譲与税の動向もちょっと注視しながら検討してまいりたいと思います。関係部署と情報共有を密に図ってまいりたいと思いますので、現時点では活用できるとは明言はできないところでありますので御了承いただけたらと思います。

○加藤班長

令和4年度にプロポーザルによって最優秀提案者を決定されてるということなんですけれども、何社あってどういうことでその方が最優秀提案になったのかっていうことをちょっとお聞きいたします。

○宇都宮子育て支援課長

児童公園の公募型プロポーザルにつきましては1社でございました。1社のプロポーザルを児童公園の審査会を開きまして、その中で御決定いただいております。

○加藤班長

1社で最優秀賞ってどういう形で、ちょっと分かりにくいのもう少し、1社でその方が最優秀っていうのであれば何社かあってと思ったんですが、1社でもその方であっていいんですか。

○井関副班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時16分）

○井関副班長

再開を告げる。（再開 午前11時18分）

○宇都宮子育て支援課長

1社の応募でございましたが、市内限定で募集しましたので、市内になれば県外、県外になれば四国ということで計画を立てておりまして、市内に1社手を上げていただいて、基準が満たしておるということで採用になったということでございます。

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業 30、31について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書は81ページがNo.30、子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業（基本給付）になります。82ページのNo.31、子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業（追加給付）となり

ます。決算書は147ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。決算書は152ページを御覧ください。

この事業は、子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業（基本給付）として、コロナ禍でエネルギーや食料品価格等の物価高騰により影響を受けている子育て世帯に対し給付金を支給することにより、生活支援を目的とする事業と、子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業（追加給付）として、18歳、高校生までのマイナンバーカード取得率の向上を図ることを目的とする事業でございます。

基本給付では、令和4年度住民税均等割課税世帯で、基準日に西予市に住所があり、対象児童を監護または擁護している保護者に対し、児童1人当たり1万5000円を支給しております。

また、追加事業として、世帯の課税状況は関係なく、マイナンバーを取得及び期限までにマイナンバーカードの交付を受けた児童に対し、児童1人当たり1万円を支給いたしました。

なお、追加事業として実施した18歳以下のマイナンバーカードの交付率は、事業実施前が51.7%に対し、令和5年3月31日時点の交付率が73.5%であり、交付率が21.8%上昇しており一定の効果はあったものだと感じております。

以上で説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

この対策給付金事業なんですけども、申請の仕方がどういうふうになったのか、押しつけ型でもう全部全てに対して行ったのか、あるいは申請が必要であったのか、その点をお伺いしたいと思います。

○宇都宮子育て支援課長

児童手当の受給者についてはプッシュ型で振り込んでおります。公務員は、うちからの児童手当の支給じゃないので、公務員は申請をしていただく。追加給付のマイナンバーにつきましては、プッシュのときにもう取得されてる人についてはプッシュ型で振り込んでおりますが、その後につくるといふか申請をされて交付された方につきましては、申請書を出していただいておりますが、

その申請書につきましても、マイナンバー交付時にマイナンバーカードを取りに来られたときに、これ書いてくださいねというふうなことでお願いして提出していただいております。

○井関副班長

少しちょっと話が違いかもしれませんが、プッシュ型の場合に、マイナンバーカードと連携した通帳といいますか、連携させたものを使つての支給という形のは今回はあったんですか。

○宇都宮子育て支援課長

振込先は、児童手当の口座に振り込まさせていただいております。マイナンバーカードにひもづけされた口座番号への振込は今回は行っておりません。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時25分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前11時25分）

○宇都宮子育て支援課長

未納者の地域割りということでご質問がありましたが、公立6世帯につきましては、野村が2世帯、城川が2世帯、三瓶が2世帯、民間の8世帯につきましては、宇和が7世帯、明浜が1世帯となっております。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時26分）

【生活福祉部】

【市民課】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前11時28分）

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳

出決算の認定について」市民課所管分を議題といたします。

通告事項、マイナンバーカード交付事業について担当課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは「認定第1号令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明をさせていただきます。

まず、成果報告書78ページ、マイナンバーカード交付事業を御覧ください。

一般会計決算書は108ページになります。

マイナンバーカード交付事業であります、この事業は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づき、マイナンバーカード及び電子証明書を交付するものであります。事業の内容でございますが、マイナンバーカードの新規更新、再発行などの交付申請書の受付や、専用端末を使用した申請手続のサポート、カードの交付及び暗証番号の設定、公的個人認証の発行・更新を行っております。あわせて、マイナポータルでの健康保険証の初期利用設定や、マイナポイント取得に関わる申込み手続など、マイナンバーカードに関する各種手続のサポートも行っております。

続きまして実績評価についてですが、前年度の累積交付件数は1万9730件でありましたが、令和4年度の累積交付件数は2万7260件と、7,530件増加しており、交付率も年度末で22%増の75.83%と増加しました。国のマイナポイント事業第2弾に加え、マイナンバーカード普及促進事業を主要施策とし、出張窓口の開設やカード未交付者への交付勧奨、市内施設への出張申請、公用車を利用した周知活動を実施した効果もあり、前年度に引き続き増加となりました。今後、健康保険証との一体化など利活用の拡大が予定されており、市民の利便性が図られるよう、引き続き普及促進を行ってまいります。

以上で認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

○山本委員

今の7,500件増加されて非常に増えておられるというふうなことを聞いてます。そういうふうな、市の手応えも非常にばっちりやというような感じで受け取られておるんですかね。

○兵頭市民課長

昨年度、特にマイナンバーカード第2弾とかがございましたし、あといろいろな西予市の施策もありまして、それに準じて私ども交付について、精いっぱいやった結果がこの結果になったと思っております。

○山本委員

今西予市としても非常に肯定をしていってのこの政策だというふうなほうに受け取ってよろしいですね。

○兵頭市民課長

マイナンバーを活用することで、デジタル化が推進できることによって、行政サービスの向上が見込めますし、そちらのほうで成果のあったものだと思っております。

○山本委員

非常に積極的な取組をされておられて、数も増えていて成果も上がっているということですけど、今現状で見えている現在での課題というふうなものはありませんか。

○兵頭市民課長

75%程度に実際保有率はなっております、今現在、ただこれから国の施策でありますけれども、マイナンバーカードの保険証の利用というところで、まだまだ実際の保険証の活用というか、ひも付けのところでですね。実際に登録しとる方の率というのが、実際75%に対してはまだ低い状態だということが分かっておりまして、特に高齢者においては、若干低めな数値が出ておりますので、そこら辺の実際困るのは、高齢者の方のマイナンバーカードの保険証のところの設定だと思しますので、そこら辺強力に推し進めて、また今後ですねデモとか、マイナ保険証はどういう形で使えるのかというデモの御用意もさしてもらいように今進めておりますので、きちんとそういう利便性を皆さんに御理解いただいて、交付について強力に進めていきたいと思っております。

○山本委員

今も大体言うていただいたのでいいですけど、今後私なんかも含めてそうですけども、保険証との一体化で利活用が増えていく、増えていかなるを得ないというふうな国の政策もあるんですけども、デジタル庁なんかも国の指導が入ったりしてまして、西予市もいろんな課題がたくさん見えてくるのではなかろうかと思うんですけど、やりながらこういうふうなことが起こってくるようなことも見えてない部分もあると思うんですけども、そういうことも含めて、今後どのようなふうにかじをとられて、どのような対応策をとられていかれるのかをお伺いしたと思います。

○兵頭市民課長

今後の政策というか国の方針がまだはっきりしてないところもございますけれども、そちらのおりてきた施策に基づいて、私どももできる範囲で強力に進めていきたいと思っております。1番はデジタル化を進めることによって、行政サービスを向上させるという大きな目標に向けて、努めてまいりたいと思っております。

○中村委員

ちょっと一時期マスコミを賑わしたマイナンバーカードに反感持って返しに来る人がおるみたいな話、西予市であったかどうか、あったとすればどのような対応をされたのかお聞きしておきたい。

○兵頭市民課長

源議員の一般質問でもございましたけれども、実際今までに6月の報道から、返されたのが4件ございます。その4件のうち、ほとんどがマスコミ等のそういう報道を聞いて、マイナンバー制度自体を、ちょっと怖くなったとか、そういう信じられないといったような不信感を持たれて返されたということなんですけれども、今後またそのところ、全体の国のほうも信頼回復に向けて、今誤ったひも付けとか総点検してますので、そこら辺がきちんと解決出来たら、また御理解いただけるんじゃないかなと思っております。

○中村委員

1回返したものを再交付申請すると速やかに再交付がされるということでしょうか。

○兵頭市民課長

一度返した場合でも再発行はできるんですが、その際には手数料として、金額が発生する可能性がございます。

○加藤班長

マイナンバーの交付率が 75%というふうに上がってきているということなんですけれども、それは大変いいことだと思うんですけれども、やっぱり障がいを持たれてる方ですね。施設なども行って、出張申請などもしたということなんですけれども、やはり障がいを持たれてる方って、西予市にたくさんいらっしゃるんですけれども、その方たちも結構な、なんでしょう、そういう手当的に市のほうで何かきちんとやられてるのかというのはちょっとお聞きしたいんですけれども。

○井関副班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 38 分）

○井関副班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 39 分）

○兵頭市民課長

その件に関しましては、担当の係長から説明させていただきます。

○小野市民課係長

障がい者の方に申請交付する場合には、自分たちが行って、代理で申請して、代理で受け取ってもらうというそういう措置でやらせていただきました。なので、恐らく今後も、その施設に入っている人たちが更新していくにあたっては、引き続き自分たちが行ってやってあげるふうな施策の方法に行くんじゃないかなと思ってますので、わざわざ来てもらってというよりは、私たちが行って引き続き代理で受け取ってもらうというふうな施設を通して、家族さんと一緒にやっていかないといけないかなと思ってます。

○酒井委員

これは先ほど言いましたように国の事業ということでやってるわけですが、大平さんがおられたときに始まって、そして普及率日本一を目指そうというふうな、日本の 2 番目になったことはあるんですけれども、それでずっと継続してるんですが、この事務費ですね、職員が忙しいばかりなっとるんじゃないかなと思ってね。そして、結構市民課の中で、このマイナンバーカード交付事業に対する事務費、この事務費はやはり、最初のうちは臨時職員雇える国からののがあったりしたんですが、現在も続いておって、そしてどれぐらい国からの補填が、事務費的なものがあるのかお聞きします。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 41 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 42 分）

○兵頭市民課長

先ほどの人件費に係る事務費的なところなんです、マイナンバーカード交付事業と、あと会計年度任用職員を雇わせていただいております、そちらのほうは 100%補助で出ておまして、額面的には、令和 4 年度実績で 312 万 3000 円がマイナンバーカード交付事業で、あと細かく言いますと 312 万 3416 円がマイナンバー交付事業、それに会計年度任用職員さんの給与費が 459 万 8616 円になっております。この分が 100%国からの事業として費用が出ております。

○酒井委員

700 万ちょっとのお金で、この事業を事務費的に扱ってやってるということの解釈でいいんですが、会計任用職員とかそういうのは 400 万あったら 2 名、そして 300 万だったら大体 1 名先人ということですけど、みんなが助けおうてやる以外ないわけで、それから言ったらまだまだ事務費が足りないなど。

国からいただいてやる事業に対しては足りないなと思いますんで、こういうものについても働きかけして、どうも国はやれやれって言った、それから事業はやらしとって後の始末一つもしないということで、議事録に残しとってもらってもいいですから、もう一遍事業取り組んだら、その事務がずーっと続いて、それからいつかは打ち切られる。そういう問題がありますんで、その辺りも含めた形で大変でしょうけど、まだまだ 75%ということは、4 人に 1 人は取ってないということなんで、これから国は、国民全部マイナンバーカードでやりたいと、最初の目的がそれなんで、ですからこういうもんも今からもますます圧力をかけてくると思いますんで、事務方の方、大変ですけど頑張ってください。

○井関副班長

マイナンバーカードの健康保険証の件なんですけども、今健康保険証が使える、その読み取り機をつけている病院がどのぐらい、どの程度まで行っているのかということと、それからマイナンバーカードを保険証として使った場合、初診料が 1%やったかな、ちょっと安くなるというメリットを聞いたことがあるんですがその辺のようになっていますか。

○兵頭市民課長

まずマイナンバーカードの使用ができる医療機関・薬局の数なんですけれども、今の西予市の中に全体で医療機関が 34 施設、薬局が 20 施設対応出来ております。西予市自体は全体でこれが 8 月末現在の数値でありまして、それから全部で 72 施設ありまして、53 施設が対応しております。また聞き及ぶところによりますと、まだまだ対応しとる、対応中の施設があるということです、また増えてくると思っております。保険料の最初の初診の分なんですけれども、おっしゃるとおりマイナンバーを利用した初診料に関しては確かにない人のとの差をつけて実際に今始まっております。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 47 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 48 分）

○兵頭市民課長

先ほどの保険料の関係なんですけれども、今年の 4 月から差別化されておまして、マイナンバーカードを使用しての初診料は 1 回当たり 6 円、ひと月 6 円ですね初診料が 6 円、その他の保険に関しましては従来の保険証での受診に関しましては初診料 18 円ということで、差をつけております。

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 49 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 50 分）

認定第 3 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは、認定第 3 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、御説明させていただきます。

成果報告書の 84 ページを御覧ください。

① の事業勘定より御説明させていただきます。

市財政状況、1. 決算規模と決算収支でございます。収入合計が 48 億 2812 万円、歳出が 47 億 8444 万 1000 円となっており、差引き収支額の 4367 万 9000 円が令和 5 年度への繰越金となります。2 番の歳入歳出決算の状況でございますが、第 1－1 表から主な科目を抜粋して、御説明いたします。

まず、歳入から説明させていただきます。

1 番の国民健康保険税は 7 億 7337 万 8000 円で、前年度より 3990 万 1000 円の減額、前年度比率で言いますと 95.1%となっております。減額の主な理由といたしましては、前年度に比べ 286 世帯、被保険者数でいいますと 570 人の減少がありまして、それによるものでございます。5 番の県支出金は 34 億 8350 万円で、前年度より 2 億 2298 万 2000 円、前年度比率 94.0%での減額となっております。減額の理由は、保険給付費の減額に伴うものです。歳入歳出決算額は 48 億 2812 万円で、前年度対比 2 億 1721 万円 95.7%となっております、減額となっております。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

2 番の保険給付費ですが 33 億 8235 万 2000 円で、前年度より 2 億 6114 万 2000 円の減額、前年度比 92.8%となっております。減額の理由は、被保険者の減少によるものですが、その中でも、医療費が比較的高額である前期高齢者が国保から後期高齢者医療に移行する件数が増加したことから、保険給付費が大きく減少しております。

3 の国民健康保険事業納付金は 11 億 5309 万 9000 円で、前年度より 950 万円の増額、前年度比で言いますと 100.8%となっております。市町が支払う保険給付の一部を県が市町に交付するための財源として、県が市町から徴収するものでありまして、県が全体の給付費の必要額の見込みを立てて、必要額を市町ごとの所得水準や医療費水準を考慮して算定するものです。令和 4 年度については、保険給付費が増加する見込みであったことなどから増額となっております。

6の基金積立金です。4741万8000円で、前年度より2324万1000円の増額、前年度比で言いますと196.1%となっております。前年度の繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものです。歳出決算額は47億8444万1000円で、前年度対比で1億9806万3000円の減額、前年度比96.0%となっております。

以上で、歳入歳出決算の状況についての御説明とさせていただきます。

次に、3の保険税の収納状況について御説明いたします。

第1－2表、収納率は現年分の一般が97.80%、滞納繰越分の一般が44.0%となっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

ここで収入未済額及び不納欠損について御説明を申し上げます。

特別会計決算書の25ページと26ページ、見開きになってますが御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、収入未済額3257万573円、不納欠損額144万6491円です。続きまして、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税、収入未済額0円、不納欠損額5,709円となっております。納税指導、文書催告、財産調査、債権差押え、執行停止処分を積極的に実施し、徴収困難事案等については、愛媛地方税滞納整理機構に移管して徴収を強化しました。不納欠損額につきましては、地方税法に基づいて処理を行っております。

続きまして成果報告書に戻りまして、85ページを御覧ください。

西予市の国民健康保険の概要から一部を抜粋して御説明させていただきます。

Ⅱの被保険者数等の第2－1表から第2－4表について御説明します。国民健康保険世帯数と被保険者数ですが、国保世帯数、被保険者数とも年々減少しております。年齢構成別では、60歳以上の被保険者数は5,621人で、全体の64.6%を占めています。

次に、86ページを御覧ください。

Ⅲの保険給付の状況について、第3－1表から第3－3表を御覧ください。療養諸費額は39億2745万円、療養諸費件数は17万781件となっております。前年度との比較について、令和2年度

に新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えなどによって、療養諸費額1人当たりの療養諸費が一時的に減少した後、令和3年度は感染症対策が整ってきたことなどから微増しておりましたが、令和4年度は被保険者数の減少などによって療養諸費も減少いたしました。

続きまして、88ページを御覧ください。特定健康診査等事業について御説明させていただきます。事業の内容につきましては、特定保健指導を必要とする対象者を抽出するため、各地区での集団検診、医療機関での個別検診を行っております。特定保健指導の対象者が生活習慣で改善できるよう、保健師と管理栄養士による生活習慣病の予防、重症化予防を目的とした個別相談、訪問などを実施いたしました。事業の評価といたしましては、令和4年度は予約方法を変更したことにより、前半は予約者が少ない状況となっておりますけれども、その後、受診勧奨を行ったことで、予約者が増え、前年度と同水準の受診率となりました。今後は、発症予防、重症化予防に重点を置いた取組として、未受診者の対策、医療機関等と連携を取り図りながら、ひとり一人の状況に合った生活習慣病の改善に向けた指導等を継続して実施したいと考えております。

続きまして、89ページを御覧ください。診療施設勘定について、主な科目を抜粋して御説明いたします。診療施設勘定のⅠ.診療施設勘定の決算状況であります。令和4年度は、土居診療所、二及診療所、周木診療所、三つの国保直営診療所を運営いたしました。2番の診療状況についてですが、過疎、少子化の進展及び患者の市立病院など、基幹病院への志向の高まりなどによって、全体的に診療件数、診療報酬は年々減少しております。1日当たりの診療件数は、表にありますが、土居診療所で19.8人、二及診療所20.0人、周木診療所19.7人となっております。

続きまして90ページを御覧ください。財政状況について御説明いたします。土居診療所から御説明いたします。診療収入は2865万7000円で、歳入決算額は3696万1000円になります。歳出決算額は4790万1000円で、歳入歳出差引額はマイナス1094万となっております。

続きまして二及診療所について御説明いたします。診療収入は2241万7000円で、歳入決算額は2508万7000円になります。歳出決算額は6609万

円、歳入歳出差引額はマイナス 4100 万 3000 円となっております。

続きまして、周木診療所について御説明いたします。診療収入は 1753 万 6000 円で、歳入決算額は 1957 万 6000 円になります。歳出決算額は 1959 万 4000 円で、歳入歳出差引額はマイナス 1 万 8000 円となっております。

最後に市民課分になりますが、これは各診療所における歳入歳出差引額をまとめた一般会計からの繰入金になりまして 5620 万 9000 円になります。診療施設勘定の合計は歳入歳出ともに 1 億 3783 万 3000 円となります。

91 ページからの土居診療所運営事業ほか 2 件につきましては、説明は省かせていただきたいと思います。

以上で、認定第 3 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○酒井委員

世帯数が減ってるともありますが、その世帯数が減ってるのは、例えば 75 歳以上の後期高齢者のほうに入ったのか、それとも他の保険に入ったのか、その内訳は分かりますか。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 05 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 05 分）

○兵頭市民課長

先ほどの件なんです、被保険者の人数の異動なんですけれども、令和 3 年度令和 4 年度を見ますと、まず社保に移動しとる数値なんです、661 人と 4 年が 622 人、後期のほうが 576、681 とどんどん増えています。令和 3 年度の後期の移行の人数見ますと 341 でしたんで、やはり後期のほうに移行する人数がどんどん増えてるというところが、やっぱり団塊の世代とかそういうところの影響が出てのかなと思います。

○酒井委員

私が心配するのはやはり、だんだんだんだん後期へ移動する方が、この団塊の世代をもう迎えますんで、これからもそういう計画の中でやらなけ

ればいけないのかなというような感じがいたしましたんで、その内訳をお聞きしました。社保に移られる方っていうのは、もともとが社保の方が多いんで、なかなかその辺りは数は増えてこないんじゃないかなと。そして企業とか産業だとか、そういうことが充実した形で、労働力の確保とかそういうことができれば、そちらへ行くんでしょけれども、なかなかそういう傾向にはならないと思いますんで、後期高齢者団塊の世代を迎える 2 年ぐらいで迎えると思いますんで、その辺りも含めて、計画を練っていただきたいなと思います。

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第 3 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 07 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 08 分）

認定第 4 号「令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは、認定第 4 号「令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき御説明させていただきます。

まず、成果報告書は 93 ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございますが、Ⅰの財政状況、1. 決算規模と決算収支ですが、後期高齢者医療制度は、高齢者に関わる医療費を社会全体で支え合い、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるよう国の医療制度改革により、従来の老人保健制度にかわり新たに 75 歳以上の方を対象として、平成 20 年 4 月から施行され、各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した医療制度です。

決算状況ですが、令和 4 年度の歳入は 7 億

1299 万 4000 円、歳出は 6 億 9107 万 5000 円となり、差引額は 2191 万 9000 円で、翌年度繰越金となります。この制度における保険料収入は、広域連合納付金として納入いたします。令和 5 年 3 月分及び令和 5 年 4 月、5 月、出納閉鎖期間までの間の保険料収入を広域連合へ納入しますが、保険料収入額の広域連合への報告が翌年度での報告となるため、保険料相当分が繰越金となるものです。

2 の歳入歳出決算の状況ですが、第 1－1 表を御覧ください。歳入について抜粋して御説明いたします。被保険者の保険料が 4 億 2734 万 6000 円、4 の繰入金 2 億 5247 万 7000 円のうち 2 億 1409 万 5000 円は、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分で、3838 万 2000 円は、事務費と愛媛県後期高齢者医療高齢者医療広域連合の共通経費分となっております。5 番の繰越金が 2281 万 6000 円。6 番の諸収入の 1030 万 3000 円は、後期高齢者医療健康審査の受託収入が主なものです。歳入合計で 7 億 1299 万 4000 円で、前年度対比 2527 万円の増加となっております。

次に、歳出について、抜粋して御説明いたします。

1 の総務費は 2266 万 3000 円。2 の後期高齢者医療広域連合納付金が 6 億 5763 万 5000 円で、歳出の全体の 95.1% を占めております。保健事業費は 1034 万 4000 円になります。歳出合計では 6 億 9107 万 5000 円で、前年度対比 2616 万 7000 円の増加となっております。

3 番の保険料の収納状況です。第 1－2 表を御覧ください。合計のみ御説明させていただきます。調定額は 4 億 2893 万 4430 円、収納済額は 4 億 2689 万 4500 円、還付未済額 45 万 1670 円、不納欠損額 4 万 2050 円、未収額 199 万 7880 円、収納率は 99.52% となっております。

ここで、歳入の収入未済額及び不納欠損について御説明を申し上げます。特別会計決算書の 70 ページと 71 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、1 節現年度分が、収入未済額 120 万 5360 円 42 件の分になります。過誤納還付金還付未済額が 2 万 7060 円、これは備考欄に書いてるものがございます。2 節の過年度分が不納欠損額 4 万 2050 円、6 件 3 名になります。内訳は行方不明 2 名、その他 1 名となっております。

おります。収入未済額が 76 万 5460 円、17 件 13 名となっております。未納の主な理由は行方不明が 2 名、分割納付 1 名、その他 10 名となっております。

続きまして、成果報告書に戻りまして、94 ページを御覧ください。

Ⅱの被保険者数等についてです。第 2－1 表と第 2－2 表を御覧ください。令和 4 年度末の被保険者数は 9,043 人で、前年度より 96 人増加しております。所得階層の内訳を第 2－2 表に記載しております。それぞれ低所得Ⅰから現役並み所得者Ⅲまでございます。表のほうで人数を御確認いただけたらと思います。

次にⅢの医療費の状況でございます。第 3－1 表を御覧ください。令和 4 年度と前年度の増減の合計を御説明させていただきます。件数が 4,093 件の増加、金額は 1 億 5386 万 8341 円の減少となっております。

続きまして、次の 95 ページを御覧ください。第 3－2 表支給費になります。令和 4 年度と前年度の増減の合計を御説明させていただきます。件数は 546 件の増加、金額は 414 万 8785 円の減少となっております。第 3－3 表医療費の表を御覧ください。令和 4 年度と前年度の増減について、1 人当たりでの分で御説明させていただきます。件数につきましては、前年度とほぼ横ばいの 1 カ月当たり 2.6 回で、金額では 7 万 218 円、2,119 円の減少となっております。

Ⅳの特定健診の受診状況です。第 4－1 健康診査の表を御覧ください。令和 4 年度の受診者数と受診率を説明させていただきます。受診者数は 957 人、受診率は 12.2% で、昨年度と比べて受診者数は 134 人減少しております。第 4－2 表は、歯科口腔健診の状況でございます。令和 4 年度の受診者数と受診率を御説明させていただきます。受診者数は 81 人、受診率は 1.0% で昨年度と比べて受診者数は 11 人増加しております。

以上で、認定第 4 号「令和 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。御審査のほどよろしく願いたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○酒井委員

来年度から保険料が上がりますか。上がるようだったら説明しておいていただきたいと思います。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後0時18分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後0時18分）

○兵頭市民課長

その件に関しましては、担当の係長から御説明させていただきます。

○竹田市民課係長

現在国のほうで、来年度、令和6年令和7年度という形での保険料を増額するという形で計画されております。あくまでも現在国で示されている部分に関しましては、令和6年に保険料の1番高い人の上限額を73万円に、令和7年度に80万円にという形で国は計画をされております。ただ現在こちら資料が、去年の12月頃に公表されております資料ですので、正式な通知というものはまだ来ておりませんので、ただこういった形で増額という形で計画をされております。

○加藤班長

ほかにございませんか。

○山本委員

説明の中で行方不明2、その他1というふうに言われたんですが、その他言うたらどういうことが考えられるんですか。

○兵頭市民課長

この件に関しても、係長から説明させていただきます。

○竹田市民課係長

その他1名に関しましては、この方御自身の医療制度に対してのちょっと御不満等々があらわれて、保険証等、保険料の支払いっていうのを拒まれとる方という形になります。こちらのほうも随時説得はさしていただいとるんですけど、ちょっとどうしても御理解をいただけないという形で、その分での時効を迎えてしまった分という形の不納欠損になっております。

○加藤班長

被保険者なんですけれども、低所得者から現役並み所得者ということになってるんですけども、ちょっと関連が違うかもしれませんが、施設なんかに入所する場合ですよ、その所得によってちょっと施設の入所なんかが違うと思うんですけども、低所得者であっても、年金がそれであるか

らということで低所得者だと思うんですけども、実際には今預貯金なども調べて、そういうことで行っていくというようなことも聞いているんですけどもそういうところについて伺いいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後0時22分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後0時22分）

○兵頭市民課長

本件に関しましても担当の係長から説明させていただきます。

○竹田市民課係長

後期高齢者医療の保険に関しましては、確定申告等々、前年度の収入によって計算されるもの、現状のところは計算されるようになっておりますので、それぞれの方の預貯金等は現在のところ考慮されておられません。

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第4号「令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後0時24分）

【人権啓発課】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後1時09分）

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分を議題といたします。

歳入について担当課長の説明を求めます。

○浅井人権啓発課長

それでは、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分、歳入の御説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の65ページ、そして66ページを御覧ください。

まず、20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、15節住宅新築資金等貸付金元利収入の230万1889円であります。これは住宅新築資金等貸付金元利収入（過年度分）でござい

ます。これにより、令和4年度の累計滞納額は、合計が7878万3935円、34件でございます。この内訳なんです、住宅の改修資金貸付金元利収入の収入未済額、485万8190円、7件です。次に、住宅の新築資金等の貸付金元利収入、収入未済額、7392万5745円、これは27件でございます。合計が7878万3935円でございます。この収入未済の主な原因は、督促を継続している中経済的な問題、破産など、また納入意思の欠如等、また行方不明の方、そして本人及び相続人並びに保証人が死亡している事例もでございます。徴収の困難な案件による未払い分の7878万円でございます。

なお、これらにつきましては、令和2年度から全ての残りの債務者の自宅を訪問して、実態調査及び返済相談を行っております。令和4年度は前年比に比べますと、25万68円の収入減ではありますが、滞納者から納付が再開するなど、一定の訪問相談の成果が出ているところではございます。ただ、返済相談等が一通り一巡しまして、返済額は頭打ちの傾向が見られますが、今後とも、債権者のそれぞれ事情に合わせて、滞りがないよう粛々と返済業務に従事してまいりたいと考えております。

また、今年度から御存じのとおり、西予市債権管理条例が制定されました。これにより、県や国の補助金の活用、そして徴収困難な案件に関しては、法令や契約に従った債権放棄、不納欠損でございますが、これらも積極的に視野に入れて、一歩踏み込んだ形で、債権の整理を進めてまいりたいと考えております。今後もこの督促を継続して収納に努めてまいります。現状では不納欠損はございません。

以上で人権啓発課所管歳入についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時14分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後1時19分）

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時19分）

【環境衛生課】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後1時21分）

認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分を議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

それでは認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分の歳入から御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の25ページと26ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料の不納欠損額1万円であります。内訳は、光浄苑使用料（過年度分）1件分1万円となります。主な原因は、催促を継続しておりましたが、令和4年6月12日をもって5年の時効期間経過により公債権の消滅時効で不納欠損となりました。

今後については、不納欠損とならないよう未納分に注視をしてまいります。

以上で、環境衛生課所管の歳入について御説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

時効の5年だけど、法的にはそうなんだけど、もうある程度どうしても5年も経って、毎年毎年請求費用効果がないと思ったらある程度欠損に落とすぐらいな判断は、どっかで目安つくってやら

んといかんのじゃない。職員がそのたんびに書類をつくってそのたんび出さんといけん。部長どうですか。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

委員御指摘のように、本当事務的な労力についてはかかるものもありますし、その中で効果もあらわれるものもありはします。なかなか現状としては厳しい状況ですので、ある一定の期間を目安としてはおりますけれども、今年債権管理室ができて、そういった収納とか一定のルールを設けましたので、取りあえずそのルールに沿って担当課ではさせていただきたいなと思っております。ただ、その中で今後見直すケースは生じてこようかなとは思います。

○酒井委員

その中でケースによって5年だとか3年だとか、そういうものをつくり上げていってないと大変だと思いますよ。特にこの葬祭なんかは、今でも1万円の分出してるわけですから、火葬代を。そういうこともあるんで、そういうものも含めて対処しとったほうがいいと思います。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

この不納欠損の部分については、ちょっと収納方法について、個人からの、喪主の方からの収納というケースをまずはとっていましたが、近年はもう葬祭業者さんで、火葬届を出される際に先に業者さんが御負担いただくような形に切替えておりますので、今後はこういうケースはなくなってこようかなとは考えております。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「環境保全推進事業」について、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

環境衛生課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順に説明をさせていただきます。

初めに、成果報告書 71 ページ下段の「環境保全推進事業」を御覧ください。

決算書は 167 ページ、168 ページになります。

この事業は、市民や事業者が自ら環境保全活動

に取り組むことを支援するとともに、環境審議会において、自然環境や生活環境の保全と市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むための施策を審議し活動するものでございます。

令和4年度からは、新エネルギー設備等導入費補助金を実施しております。具体的には、家庭用電池、エネファームを5件、家庭用リチウムイオン蓄電池を10件について導入費に対する補助金を予算化しておりました。実績評価といたしましては、令和4年度に10件の家庭用リチウムイオン蓄電池の補助を行いました。不用額として50万円が出ておりますが、これは、家庭用燃料電池エネファームの補助についても、ホームページや広報紙で市民の方々にお知らせをしておりましたが申請がなかったものであります。

今後とも市民の方々に、新エネ導入についてお知らせをしていきたいと考えております。

以上で、環境保全推進事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

新規でということで、家庭用リチウムイオンについて10件の補助申請があったということなんですが、一般の人に話を聞いてみますと、すぐに補助申請がなくなっていて、申請した段階ではもう受入れてもらえなかったんよってという話を聞いたんですが、現状としてはどの程度でなくなったんですか。

○大塚環境衛生課長

今の具体的に、例えば何月に補助金がなくなったということでしょうか。具体的には、何月かはちょっと担当の武内補佐から、何年の何月になったかということをおっしゃいます。

○武内環境衛生課長補佐

令和4年度10件の蓄電池の補助を計画しておまして、実際最後に申込みがあったのは、10件目が10月27日受付分で終了いたしました。以降はお断りさせていただいておる状態でしたが、この補助の手續につきましては、1年以内であれば補助申請ができるということで、令和5年度に予算がつきました分につきまして早々に申込みが

あり、5年度は9件の蓄電池の予算を計上させていただいて、1件減ってしまっただけなんですけど、9件計上させていただいたんですが、これがもう5月の中には、4年度分からの流れもありまして、5月の中頃にはもう予算が枯渇して受付を中止するになっております。

○井関副班長

令和5年度は5月中になくなったということで、非常に希望者が多いんじゃないかな、今からもまだこれ増えるんじゃないかなと思うんですけども、前回令和4年のときエネファームの申請はなかったということで50万の不用額が出ているんですが、そちらのほうをこのリチウムイオン電池の申請に回すということはできなかったんですか。

○武内環境衛生課長補佐

西予市が計画しております蓄電池とエネファームにつきましては、補助裏として、県の補助金が入っております。年度当初に計画を上げておりました件数で推移しているためこのような状況になっております。

ただ、令和4年度5件の予算要求をさせていただいておりましたが、蓄電池のほうがちっと人気があるということで、予算縮減をした中ではあったんですけど、5件からですね、今年度は2件に補助件数、受付件数を減らしまして、蓄電池のほうをちっと大きくさしてもらっておる状況ですが、今年度につきましても、問合せはあるもののエネファームについての申請はまだ出ていない状況です。現在も受付中でございます。

○井関副班長

エネファームのほうの申請はないということでございますので、今後どこかで補正をされてもいいと思うんですが、そちらのほうをなくして蓄電池のほうをまた増やすような方法を考えていただいたらと思います。

○武内環境衛生課長補佐

予算のことになりますので、また課内、部内等で協議させていただきましてよりよい方法に検討してまいりたいと思います。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時33分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後1時34分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業「犬（ねこ）愛護事業」について、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

続いて、成果報告書72ページ上段の「犬（ねこ）愛護事業」を御覧ください。

決算書は167ページ、168ページになります。

この事業は、狂犬病予防法に基づき、畜犬登録、狂犬病予防注射や野犬の捕獲等を行うことにより、狂犬病の発生を防ぐとともに、動物愛護思想の高揚や犬・猫等の動物の不適切な管理による生活環境の悪化を防ぐことを目的とした事業でございます。

実績といたしましては、令和4年度末時点での市内の犬の登録数2,228頭に対し、狂犬病予防注射の接種頭数は1,360頭であり、接種率は61.1%でございました。愛媛県全体の接種率は61.8%であり、県内では、およそ平均的な接種率となっておりますが、引き続き広報やホームページでの呼びかけを行い、接種率の引上げに努めていきたいと考えております。

また、近年、地域に飼い主のいない猫が増加することで生じる生活環境への影響やそれらの猫の殺処分等が問題となっており、令和3年11月から猫不妊・去勢手術補助交付事業を開始しております。この事業を推進することにより猫と地域が共生する環境づくりへつながると考えております。

しかしながら、依然として飼い主のいない猫の繁殖及びふん尿被害等の相談は寄せられており、今後も引き続き同様の取組を行っていくとともに、地域猫活動の推進により地域環境の改善を図りたいと考えております。

以上で、犬（ねこ）愛護事業の説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

実際に猫の引取りというか受け取りができなくなったのはいつからですか。

○大塚環境衛生課長

法律の改正により、令和2年6月1日以降からそのような形となっております。

○井関副班長

確かに、動物愛護の思想から考えたら妥当なんだろうと思いますが、獣医師の私がこんなこと言っているかどうか分からないんですけども、猫の引取りもまたもう1回やっぱ要望はしていかなかったら、これなかなか解決に向かわないんじゃないかなと思うんですが、その点はどういうふうにお考えですか。

○大塚環境衛生課長

私環境衛生課のほうお世話になって意外と長いんですが、やはりどうしても飼い主のいない猫、井関委員は御存じかもしれませんが、今までは愛媛県のほう、そういったものは法律改正前は引き取っておりましたが、基本的に引き取ったら動物愛護センターで、正直殺処分ということが、飼い主のいない猫というのは多かったと思います。ただ今回法律が改正されて、そういう引き取りができないということになってくると、やはり皆さん、何とか次の飼ってくれる人を探したりとか、そういうふうに一応活動といいますかそういうことをやっていただけたらと考えております。

○井関副班長

確かにそのとおりでと思うんですけども、なかなかこの田舎のほうで飼い主を探すというのは大変だと思いますので、やはり一度県なり愛護センターに預けてそこで避妊手術をしてそれを里親制度みたいなので送っていくというのが一番いいんじゃないかなという気がするんですけど、なかなか西予市の中で飼い主を探すというのは大変だと思いますので、その辺も考慮した中で、国なり県なりに要望していく必要があるんじゃないかなと思いますので、その点よろしく願いしたらと思います。

○大塚環境衛生課長

そういった点も考えまして、今後、いろいろ県や関係団体の方とも話しながらやっていきたいと考えております。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時40分）

○加藤班長

再開いたします。（再開 午後1時42分）

○酒井委員

これ丸つけとったけん言わんわけにいかんかったんやが、犬や猫が死んだときに、その処分どうすんの。

○大塚環境衛生課長

今おっしゃってるのは、飼い犬とか飼い猫が亡くなったときでしょうか。亡くなった場合は、通常と言ったら言い方おかしいんですけども、普通は自分がかわいがっている犬・猫が亡くなったら、自分の土地がありましたら、そちらのほうに埋められる方が多いと思います。飼い主がいない猫とか、飼い主がいない犬とかでしたら、正直もう亡くなっているという場合は、廃棄物という形で正直燃やすごみの中に入れられる方もいらっしゃると思います。

○酒井委員

私の犬亡くなったときにはあそこの関地池の火葬場に焼きに行ったんですよ。そしてやったんだけど、やっぱり今土葬を勝手にしていいわけですね、犬・猫。人間は今土葬駄目ですから。やっぱり人間並みにするとしたらもう土葬もいけない、焼くようにして、そして補助金出す、そっから始めないといけないんじゃないかなと思っております。正直言って、愛玩動物ですので、やはり愛がないのもあるんですよ。私は犬に対する愛のほうが、猫に対する愛より犬のほうが強いんですから。人それぞれあると思うんですよ、それは。1人ずつ犬と猫どちらが好きって言ったらあるんだもん、実際ね。だからその辺りも含めて、やっぱり愛着、愛がないとやっぱりいけないんじゃないですかね。そっから始めないと、愛もないのにそこの犬・猫来て自分とこの周りでふんされたらそら怒るわな、殺してやりたいというような気になるで。その辺りも含めて、これから愛玩の動物の教育も、先般もちょっと児童公園の中の話が出ましたが、人間と同じ扱いせんといけんような動物もあれば、ふんだけするやつもあるし、そこら辺の区別、差別じゃないですよ、区別をつけるようにしないと、この問題解決しないなという感じがしております。

特に、三瓶が非常に先駆的な形で広報にも出ておりましたし、そのものを一生懸命やっていたいてるし、そのような形ですからまた何かあったら三瓶を見本にするような形のモデルをつくるというような形もしていただきたいなと思います。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御指摘ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたように、今三瓶で「みかめ猫とともに生きる会」と「みかめやってみん会」というところで地域猫活動を進めてい

ただいております。引き続きそういった先進的にやっていただく会のところにいろいろ側面的な支援はしていきたいなと思っておりますのと、先ほど御指摘のありましたように、やはり飼い猫、飼い犬につきましては、身近に自分のところに来てから最後までその一生を見届けるという気持ちの醸成が大事だと思います。そういったことがないために、例えば放置したり、多頭飼育に陥ったりというようなことになって、それがひいては、捨て猫とか野良犬につながっていくということもございますので、引き続きそちらの面についても、飼い猫、飼い犬等についてのモラルといいましょうか、マナーといいましょうか、そういったものについても、広く広報、周知していきたいなと考えております。

○中村委員

宇和島の「NEKOSUKI」代表の佐々木一恵さんという方をお尋ねしたことがあります。その方が言われるのは、要は本来野良猫あるいは地域猫は存在し得ない動物だと。なぜ発生するんだという原因を突き止めることから根本を始めないと、これは収まらないですよと。佐々木さんの言われるのは、要は、捨てる方がいるから捨て猫があるから、その捨て猫が子どもを産んで野良猫化し、そして繁殖する。猫算的に増えていく、そこにえさをやる人がさらに拍車をかけるそういう構図、悪循環になっていると。一井部長のように飼い猫をちゃんと去勢・避妊しているという方がいらっしゃる一方で、やっぱり生まれたら捨てる生まれたら捨てるっていう方もいらっしゃる。そこについては、登録制みたいなものが市でないので、だから市として何匹の飼い猫がいて、それがオスメス何匹いて、何匹四年間に生まれるということが状況が把握できないと。それでは予算化しても焼け石に水だよねって言われても仕方がないなと思うんです。なので、まず、西予市内に何匹の飼い猫がいるのかということを把握することから始める、基本じゃないかなと思うんです。その登録を強制することはできないかもしれないけれども、登録していただいて、その猫たちは去勢・避妊しているのかという確認もして、そこから始めるよみたいなことがそろそろあってもいいんじゃないかなあという気はいたしております。

これは予算云々のことではなくて、避妊・去勢手術だけ当初 19 万組んだ、補正 30 万今度組んだ

ということは、それは効果としてはあるのだろうけれども、抜本的につながらないということにおいては、そういう予算面以外のことで、やはり市としてもお考えいただきたいと思います。これは要望です。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御要望のほうありがとうございました。

正直私どもも実態把握というのがなかなか困難な状況でございますので、より一層しっかりとした根拠を見つける方法を、ちょっと研究をさせていただいたと思います。

○酒井委員

最終的には狂犬病があって犬の登録は分かるんだけど、猫もやっぱり登録制にしてやるような条例を西予市独自でつくったらどうですか、部長。そしたら、先駆的な形で、全国の猫問題が解決しますよ。もうこれちょっと決算審査ですから決算審査から離れてますけども、これは余分なことですけども。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

猫の登録制の関係でございますがちょっと研究をさせていただいたと思います。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 51 分）

【健康づくり推進課】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 53 分）

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

通告事業「温泉巡回バス事業」について、担当

課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

それでは、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明をさせていただきます。

決算書の162ページの温泉巡回バス事業を御覧ください。配信しました資料もあわせて御覧ください。

令和4年度の決算額は373万2163円でございます。この事業は、市内にありますクアテルメ宝泉坊、游の里温泉、あけはま一の3カ所の温泉施設を無料バスで巡回し、利用者の健康増進や介護の予防を図り、また、市民の健康づくりと温泉施設の利便性を高めることを目的として、平成18年度から実施しているものでございます。温泉巡回バスの運行は、車両の適正な管理及び常時運転手が確保できる市内業者へ委託し、令和3年度末で、利用者数減少が顕著であった第1、第3、第5木曜日のコースを廃止し、毎週月曜日、水曜日、金曜日に、曜日によってそれぞれ四つの巡回コースを運行しました。自らの交通手段を持たない方々が市内各地から、それぞれの温泉施設を利用することが出来、健康福祉面からも効果が期待出来ました。

しかしながら、前年に引き続き令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴う長期間の運休により、運行回数が当初予定の155便から111便と、44便が減便となりました。令和4年度の年間利用者数は1,348人となり、前年度の988人より360人の増加となりました。前年度に比べると、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響が若干落ちつき、1日当たりの平均乗車人数は12人となり、前年度の10人より2人の増加となりましたが、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の平均乗車人数21人に比べると大幅な減少傾向にあります。平成18年度にバスを導入して16年が経過し、走行距離は最終的に47万キロを超え、頻繁に修繕や部品交換を行い維持管理しているところでありましたが、温泉施設の民間譲渡及び災害等による市直営施設の減少、近年の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数の減少、利用者の固定化、車両の老朽化によるコスト増が近年の課題となっており、令和4年

度行政経営戦略会議において、事務事業の見直しにおいて当該事業の廃止が決定となりました。事業廃止について、利用者からは残念がる声があり、運行最終月となる3月には多くの御利用をいただきました。事業廃止後は、特に苦情などは届いておらず、一定の役割を果たしたものと考えております。

以上で、認定第1号「令和4年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

私通告しておりましたが、3月で終わったっていうのを聞いておりましたので、どうしてやめたんぞって聞きたかったんですけども、今説明をしていただきまして、もうバスも古くなったし利用者も減ったということで御説明がありましたので、特に聞くことがなくなりましたので、私の質問は取下げます。

○酒井委員

私はこれ出しとったんですけども、この実績が落ちた分について指定管理が変わった、ありがとうサービスに変わったりいろいろしております。その辺りで減ったのかなと思うところもあるし、外交的なことそして西予市の行政側の先ほど言った費用対効果的なものが、財源の支出についての問題があったということでございますが、これを端と端が城川と明浜が、交互に便をやるというような形のものを、指定管理者に申入れするような形は健康づくりだとかそういうことの中で出来ないかなというのが私の意見です。というのは、行政側がやるのではなしに指定管理者に促してお互いが健康づくりのためにやる、多少のだから財源的なものを少し出すと。やっていただくのは指定管理者というような形でやるのはどうかと、せっかくのもので。

○松本健康づくり推進課長

以前なんですけど、一応指定管理の時に温泉巡回バスを譲渡するんで、できれば運用してほしいということを1度はやってるんですけど、やはり維持費用、特に運転手の確保が出来ないことで、

1 回断られたことがあります。引き続き市のほうで見るようになった経緯はあります。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 01 分）

【医療介護部】

【医療対策室】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 09 分）

○浅野医療介護部長

浅野医療介護部長が挨拶を行う。

○加藤班長

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分を議題といたします。

通告事業「市立病院経営支援推進事業」について、担当室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について御説明させていただきます。歳入の収入未済額、不納欠損はございませんので、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき事前に通告のありました事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の 50 ページ上段の市立病院経営支援推進事業を御覧ください。決算書は 163 ページになります。

市立病院経営支援推進事業ではありますが、地域医療の提供体制を維持及び確保し、安定した病院経営を目指すことを目的に、両市立病院、つくし苑の経営等の改革に関する支援を令和 2 年度より、

株式会社日本経営から継続して受けてまいりました。令和 4 年度の事業内容といたしましては、西予市民病院への二次救急集約に向けた、必要な人員体制、病棟構成に関する分析及び提案、経営シミュレーションを行っております。事業の評価につきましては、医師等の医療従事者不足により、結果的に、本年 4 月からの西予市民病院への二次救急集約は延期することとなりました。今後につきましては、現在取り組んでおります、公立病院医療提供体制確保支援事業で支援をいただいております。地域医療振興協会に支援をいただき、さらに、現在協議しております 3 施設合同検討会での協議を進め、西予市民病院への二次救急集約に取り組むとともに、つくし苑も含めた 3 施設の経営改革に取り組んでまいります。

なお、本事業につきましては、市立病院改革推進業務委託料の契約時期を、二次救急集約をどのように進め、日本経営に支援していただくかを年度当初の 4 月、5 月に検討していたことから、契約期間を 2 カ月間短くしたことにより、当初の 792 万円から 132 万円を減額しております。

以上で、認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関副班長

コンサルタントによって、病院、つくし苑等の経営改革の支援を受けたということなんですけども、実際コンサルタントによる実績というか、どういう指導を受けてどういうふうになったのかというのは分かりますか。

○片山医療対策室長

日本経営からの提言ということでお答えをさせていただきますと思います。

5 つほど提言をいただいております。まず 1 つ目が医師看護師同士のつながりによる医師看護師確保。2 点目としまして市立病院を取り巻く環境の変化や現状、医療資源の集約化の必要性等を説明し、市民の病院に対する理解を深め、可能な限り時間内診療をしてもらえるよう周知徹底を行うことにより、休日、夜間診療者を減らすことで、

二次救急の負担軽減を図ると。3つ目、今後人口減少が進む中、両病院の役割分担を明確にし、病院同士の連携を強化して、必要な医療の確保と安定した経営が行えるよう両病院ともが市民に対して、必要な医療サービスを提供できる体制を整備すること。4つ目としまして病院内の職場環境の改善と職員同士のつながり、連帯感を高めること。最後5つ目、病院内で各部門に核となる人材の育成を行うこと。この5つについて提言をいただいております。

○井関副班長

今上げてもらったことがすんなりとコンサルを受けたことによって実施出来ているのであれば、何か今回のような問題に至らなかったんじゃないかなという気がするんですが、このコンサルタントを受けて、こういう提案をされました。そのあと、どういうふうに対策を打ったのかというのは、実際にどういうふうにしたのかというのは分かりますか。

○片山医療対策室長

こちらにつきましては昨年度、日本経営から提言をいただいている事項になりますので、今年度日本経営からの支援につきましては、年度当初の2カ月間で終了しまして、その後、地域医療振興協会と協定を結んでおりますので、そちらとの支援を受けております。その中で、今現在3施設の合同検討会をしておりますので、そういったところで話合いの場をつくりながら、こういった協力の場を深めながら医師看護師確保、そういったこちらの問題を解決しようとしているところですけども、ちょっとまだ十分な話の進展というところが、今現在もちょっとなかなか行われていないというのが現状であります。

○井関副班長

先ほど言われた5つについては、令和4年度に受けたということで、それまではコンサルタントが入ってなかったということですか。

○片山医療対策室長

日本経営につきましては令和2年度から支援をいただいております。

○井関副班長

令和2年度からなっているということで令和2年、令和3年に、コンサルタントの方から指摘を受けた事項についてはどのように処理されてきたのかお伺いしたいんですが。

○片山医療対策室長

指摘事項についてはこちらのほうで十分に分析しながら行っているところですけども、今現在も二次救急をメインにやってきたところもありますので、こういったところは指摘を受けてるんですけども、進んでないというのが結果だと思っております。

○井関副班長

令和2年、令和3年は二次救のことが中心にということでございましたが、コンサルタントから指摘を受けて、次どういうふうに動くかということで、今年度からは地域医療振興協会がコンサルの役目をしてもらうということで動いてくると思うんですけども、そちらへ向いての体制づくりをやっぱしっかりとしてないと、指摘されたことに対して動くことが出来ないという意味がないと思いますので、その辺の体制づくりをよろしく願いしたらと思います。

○片山医療対策室長

今後の反省を生かして十分な体制づくりを行ってまいりたいと思います。

○加藤班長

このコンサルタントなんですけれども、令和2年から日本経営が入ってるということなんですけれども、いろんなコンサルの会社があると思うんですけども、なぜこの会社が選ばれて行われたのかということと、成果というのがあると思いますがあまり分かりにくい感じがあるんですけども、その辺についてはどのようなお考えを持たれてるのかお聞きいたします。

○井関副班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時20分）

○井関副班長

再開を告げる。（再開 午後2時21分）

○片山医療対策室長

日本経営を選択した件なんですけども、以前から愛媛県のほうにも支援に入っているということでもありますし、こころ辺の南予地域についてもいろんな状況を十分把握されてたということで日本経営を選定させていただいております。

○和気委員

井関さんがほとんど言ってもらったんですが、私もちょっと具体的にね、医師、医療従事者不足ということで、具体的にどういうふうに進めたのか。どこそこの病院行って、いっぱい大学で頼ん

だとかね、医療従事者を確保するために何か特別動いたようなことがあれば、実際にどういう動きをしたのかお聞かせください。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 22 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 27 分）

○片山医療対策室長

医師、看護師確保につきましては、例年行っております愛媛大学、岡山大学をはじめとする、大学への訪問、昨年度につきましては、医師につきましては、市長と今まで市立病院の勤務の経験のあります先生を頼りまして自治医科大学、その系列の芳賀赤十字病院に直接出向きまして、直接的に先生に来ていただくように依頼をさせていただいております。その結果、今年度につきましては、昨年度自治医科大学で勤務いただいております整形外科の医師 1 名が、市民病院に勤務していただくような結果となっております。看護師につきましては、専門学校、あと愛媛県看護協会に依頼を行っておりますけれども、看護師につきましてはもう全国的な看護師不足というところで、なかなか結果が出てないとの状況であります。

○酒井委員

一つちょっと私聞きたいんですが、この経緯の中で、先般野村病院で意見交換会したときに、救急センターの設置の経緯の中で話が何人かから出たんですが、救急センターを、二次救急の中に救急センターを設けてそこを窓口にして、という話が出たんだけど、それは我々初めて聞いたんですよ、そのとき私は。それで、どうして今やってないのか、その案が出てないのか、その点だけちょっと簡単でいいですから教えていただきたいんですが。話の中では結構出ました。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 30 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 34 分）

○片山医療対策室長

確認させていただきまして後ほど御報告をさせていただきます。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

○和気委員

この前野村の議員との意見交換会の中で、先生

が言われたんやけど、やっぱ救急の利用の仕方ね。お酒飲んでこられたりとかね、別に風邪薬一つ出せとかいうようなこと、こられておって、今非常に厳しい状況の中で、住民の人も考えてもらったという意見が話されたんよ。もうこれもっともなことで、医療に対するね、住民の意識が高いので、何とかしたらどうですかと言うたんじゃけど、やっぱもうこれは医療対策室で何か考えてみたらどう、住民に周知するようなこと。どうですか。

○片山医療対策室長

実態を把握させていただきまして分析をして対応させていただきたいと思います。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 4 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 36 分）

【病院】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 36 分）

認定第 10 号「令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○麓西予市民病院事務長

それでは認定第 10 号「令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について」西予市民病院分につきまして説明をさせていただきます。

決算書 124 ページを御覧ください。

令和 4 年度の事業概要を報告いたします。

近年も医師及び看護師の不足など医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続く中、新型コロナウイルス感染症の完全収束のめどが立たずして、5 類へ移行が決定されました。勤務環境や病院運営は一層厳しいものでしたが、西予市民病院では、

内科、外科、整形外科及び泌尿器科の常勤医師と皮膚科、脳神経外科及び婦人科の非常勤医師による診療を行いました。地域の中核医療機関及び二次救急医療機関としての役割を果たすことができたと考えております。また、医師が毎週水曜日に松野中央診療所へ支援診療に出向くなど、南予地域における僻地医療の維持にも引き続き協力を行っております。

続いて、133 ページを御覧ください。

年間の業務量でございます。一番下の合計欄を御覧ください。

入院については、年間件数が 2 万 4133 件でした。前年度比 14.4%、6,040 件の減です。入院に係る診療報酬は 10 億 6517 万 5244 円でした。対前年度 4.1%、4588 万 8020 円の減です。

外来につきましては、件数が 4 万 3562 件でした。対前年度 4.5%、2,041 件の減でございます。外来の診療報酬につきましては 6 億 408 万 6267 円でした。前年度 0.6%、388 万 5676 円の増です。入院、外来合わせまして 16 億 6926 万 1511 円で、対前年度 2.5%、4200 万 2344 円の減となりました。これは、外来が、診療単価の増に伴い微増となったものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により一部病棟を休止したことが大きな要因と考えております。

続いて、152 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の病院事業収益の決算額は 25 億 78 万 8855 円で、対前年度 1.7%、4274 万 6047 円の増となりました。内訳は第 1 項医業収益は 3.3%減少し 17 億 5737 万 5913 円。第 2 項の医業外収益におきましては 11.1%増加をいたしまして 6 億 9000 万 3955 円。第 3 項の特別利益は 175.5%増加して 5340 万 8987 円でございます。

第 1 項医業収益の減少理由は、さきにも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収と推測いたします。一方、第 2 項医業外収益が 11.1%増加した理由ですが、新型コロナウイルス感染症に係る一般会計及び県の補助金が増加したことによるものです。第 3 項の特別利益の増加理由は、主に過年度損益修正益の増加及び前年度に引き当てた賞与、法定福利引当金の残額を払戻したものです。これに対し支出の病院事業費用の決算額は 26 億 6055 万 4844 円で、対前年度 1.7%、4497 万 3918 円の増となりました。

内訳は、医業費用は 2.0%増加し 25 億 960 万 3022 円、第 2 項医業外費用は 4.2%減少し 1 億 4552 万 1605 円。第 3 項特別損失は 164.1%増加し 543 万 217 円でございます。収益、費用ともにスマイル保育園分を含んでおりますので御報告いたします。

以上が、決算報告書の収入及び支出の款項の区分ごとの決算状況であり、全て消費税を含んだ決算額であります。消費税を含まない実質的な 1 年間の収支の状況につきましては、損益計算書で御説明いたします。

154 ページをお開きください。

損益計算書でございます。

1 医業収益は、入院収益 10 億 6517 万 5244 円、外来収益 6 億 408 万 6267 円、その他医業収益は 8388 万 9592 円で合計 17 億 5315 万 1103 円です。その他医業収益の主なものにつきましては、救急医療の確保に要する経費に伴う一般会計からの繰入金、そのほか室料差額収益、そのほか文書料、おむつ代などでございます。

2 医業費用は、(1) の給与費から (6) の研究研修費まで合計 24 億 6901 万 7771 円でございます。

1 医業収益と 2 医業費用の差額、営業損失は 7 億 1586 万 6668 円となり、対前年度 17.0%、1 億 419 万 216 円増加しています。

3 の医業外収益は、(1) の受取利息及び配当金から (7) 事業所内保育・病児保育運営収益までの合計が 6 億 8880 万 3166 円です。

4 医業外費用は、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費から (5) の事業所内保育・病児保育運営費の合計 1 億 8227 万 2611 円です。

3 の医業外収益と 4 の医業外費用の差が 5 億 653 万 555 円となり、医業収支での営業損失と合わせた経常損失は 2 億 933 万 6113 円となりました。経常損失は、前年度と比較しまして 9024 万 1654 円増加しております。

次に、155 ページ特別利益 5340 万 8987 円ですが、過年度損益修正益、入院や外来や食事などですが、前年度に引当した賞与及び法定福利引当金の残額を戻入しております。経常損失と特別利益、特別損失を合わせ、令和 4 年度の純損失は 1 億 6135 万 6929 円となりました。

これにより当年度末処分欠損金は 14 億 1703 万 4230 円となりました。

1の医業収益から6の特別損失までの詳細につきましては、決算書の162ページから164ページの収益明細書、費用明細書に掲載しておりますので後ほどお目通しください。

以上が、収益的収入及び支出並びに損益計算書に関しての説明でございます。

続きまして、153ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の決算について御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は3億1875万7271円で、対前年度80%の増となりました。内訳は、第1項出資金400万円、第2項負担金及び交付金2億361万7271円、第3項企業債1億1090万円、第6項奨学貸付返還金24万円となっております。

第1項出資金、第2項負担金及び交付金の内訳は138ページに記載しており、第3項企業債につきましては146ページに掲載をしておりますので御確認をいただけたらと思います。

次に、資本的支出について御説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は4億1709万7887円で、対前年度比59.1%の増となりました。その内訳でございますが、第1項建設改良費1億2703万9110円でございますが、医療用画像情報新管理システム等の医療機器を購入しております。この建設改良費の詳細につきましては132ページに掲載しておりますので御確認ください。

続きまして、第2項企業債償還金2億8681万8777円でございますが、内訳は146ページに記載しておりますので御確認ください。

第3項投資324万円は、奨学資金の貸付金でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額9834万616円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上で、認定第10号「令和4年度西予市病院事業会計決算の認定について」のうち西予市民分についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分の決算について御説明をいたします。

決算書124ページから125ページをお開きください。

事業報告書の中ほどから下、（野村病院）のところからになりますが、令和4年度の事業概要に

ついて御報告をいたします。

野村病院におきましても、医療を取り巻く環境はさらに厳しい状況が続いております。令和3年度末で内科医師及び整形外科医師の計2名が退職により減少し、令和4年度は内科医師5名、整形外科医師1名、計6名の医師と、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、心療内科及び整形外科に愛媛大学から非常勤医師の派遣を受け診療を行いました。

また、平成30年度から運用を継続しております移動診療車による巡回診療では、惣川・遊子川地区において、年間92日、延べ654人の診療を行いました。

なお、令和4年度から惣川地区の診療日は週2回、月・水の2回から月曜日の週1回に変更となっております。

また、当院に設置された愛媛大学大学院医学系研究科地域医療学講座地域サテライトセンターでは、年間82人の医学生が実習を行い、6人の臨床研修医が研修を行いました。

野村病院では、年間を通して医学生や研修医が院内で研修を行っており、学生たちにとっては地域医療を学ぶ貴重な機会となっております。

このほか、令和4年度は、事業運営の大きな変更点として、病床数を88床から60床へ28床減少させたことや、在宅医療の充実を目指して在宅療養支援病院としての届出を行ったことなどがございます。

続いて、134ページをお開きください。

業務量でございますが、一番下の段の合計の欄を御覧ください。年間の入院患者数は1万5506人で、対前年度33.0%、7,641人の減となっております。外来患者数は3万8411人で、対前年度6.0%、2,446人の減となりました。入院患者数については、先ほども申しましたとおり、令和4年4月から病床数を88床から60床へ減少させたことや、年末から翌1月にかけて、新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生したことに伴い、入院患者を大幅に減少させたこと、整形外科医師が1名となったことが大きく影響しているものと考えております。また、外来患者数におきましても、人口減少の影響のほかに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新規外来患者を制限したことが減少の要因となっていると考えております。

次に、166ページの決算報告書を御覧ください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の病院事業収益の決算額は 14 億 8322 万 4579 円で、対前年度 10.7%の減少となりました。1 億 7787 万 2502 円の減となっております。内訳は、第 1 項医業収益は 22.0%減少し 9 億 5048 万 5429 円、第 2 項医業外収益は 13.9%増加し 5 億 30 万 9290 円、第 3 項特別利益は 3242 万 9860 円となっております。医業収益減少の理由は、病床数の減少、整形外科医師 1 名の退職、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が大きく影響し、入院収益が大幅に減少したと考えております。一方、医業外収益の増加理由については、一般会計からの補助金及び負担金は大きく減額となっておりますが、新型コロナウイルスに関係する国・県補助金等が大幅に増加したことが要因となっております。補助金の主なものは、病床機能再編支援事業給付金 5996 万 4000 円、新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業 6624 万 3000 円でございます。

これに対し、支出の病院事業費用の決算額は 15 億 2673 万 772 円で、対前年度 7.0%減少しております。1 億 1455 万 3182 円の減少となっております。内訳は、第 1 項医業費用は 6.8%減少し 14 億 9027 万 108 円、第 2 項医業外費用は 25.5%減少し 2984 万 7689 円、第 3 項特別損失は 661 万 2975 円となっております。

以上、決算報告書の収入及び支出の決算状況で、これらは消費税を含んだ額でございます。

消費税を含まない収支状況につきましては損益計算書で御説明をいたします。

168 ページの損益計算書のページをお開きください。

まず、医業収益ですが、入院収益 5 億 1429 万 5723 円、外来収益 3 億 7888 万 2762 円、その他医業収益 5431 万 2616 円で、合計 9 億 4749 万 1101 円でございます。うち、その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に係る一般会計負担金 2042 万 9600 円が含まれており、そのほか室料差額収益、文書料等でございます。

続いて、医業費用は、給与費や材料費、経費等、合計 14 億 7071 万 6363 円で対前年度 6.9%の減少となっております。

医業収益と医業費用の差額の営業損失は 5 億 2322 万 5262 円となり、対前年度 43.0%増加することとなりました。

続いて、医業外収益は 4 億 9949 万 1028 円で、対前年度 14.1%増となっております。これに対し医業外費用は 4632 万 368 円で、対前年度 15.6%減となっており、企業債の支払利息がその主なものでございます。

医業外収益と医業外費用の差額と営業損失を合わせますと、令和 4 年度は 7005 万 4602 円の経常損失を計上することとなりました。

経常損失に特別利益及び特別損失を加減算した令和 4 年度の純損失は 4426 万 6635 円となりました。これにより当年度未処分利益剰余金は 5 億 1404 万 4578 円となっております。

なお、損益計算書の詳細につきましては、決算書 176 ページから 178 ページの収益費用明細書を御参照ください。

以上、収益的収入及び支出と損益計算書の説明となります。

続きまして、167 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の決算について御説明をいたします。

第 1 款資本的収入の決算額は 2 億 812 万 2145 円で、対前年度 44.6%の増となりました。内訳は、第 2 項負担金及び交付金 1 億 4112 万 2145 円、第 3 項企業債 6700 万円となっております。このうち負担金及び交付金は、国の基準に基づいて、企業債償還元金に対して一般会計から繰入れられる繰入金でございます。第 3 項の企業債につきましては 126 ページに記載しております建設改良事業の財源として充当をいたしております。

次に、資本的支出ですが、第 1 款資本的支出の決算額は 2 億 9982 万 4096 円で、対前年度 49.4%の増となりました。その内訳は、第 1 項建設改良費 7616 万 5815 円で、令和 4 年度はエレベーター改修工事、臨床輸血検査システムの購入等を行っております。

詳細につきましては 132 ページを御参照ください。

第 2 項企業債償還元金 2 億 2365 万 8281 円でございますが、その詳細は 147 ページに記載しておりますので御参照ください。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 9170 万 1951 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上、認定第 10 号「令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について」のうち、野村病院分

の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

○酒井委員

野村病院と市民病院との財務っていうか、それが非常に差がついてるんで、なかなか話がしにくいなというところもあるんですが、部長これ見て、一方は当年度未処分欠損金が 14 億 1700 万。片一方のほうは、当期末処分純利益で 5 億 1400 万、これがどうもいろんな話合いをするときの弊害になってるように思うんですが、その辺りは部長どう思いますか、両方持つとって。

○浅野医療介護部長

今の酒井委員からの御質問ですけども、非常に答えづらい案件ではあるんですけども、ただ決算上そういった数字が上がったのは事実でございまして、ただこうなった背景には、今までの運営した経緯があると思っております。ただ西予市として今病院改革を進めている中で、あくまでも個々の病院を見るのではなく、全体の市立病院としての考え方で前に進めていきたいなと思ってるのが実情でございます。

○和気委員

私これ全体のばっかり見よったんですが、今個々に説明を受けてちょっと戸惑っとるんですけど、やっぱり医業収益そのほかずっと下がってるのはこれ当然だと思います。それでその中で、両方合わせての給与費が前年と比べて 3700 万ぐらい減つとると、これはやっぱり職員減ということでしょうかね。多分そう思うんやけど。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 08 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 08 分）

○麓西予市民病院事務長

トータルで減ってるという御質問だったかと思うんですけども、西予市民病院分については、二次救に向けた人員の確保という観点もありまして増えているのが実情でございます。トータルで減ってる原因というのが、野村病院ということですので、野村病院で答えていただきたいと思います。

○垣内野村病院事務長

野村病院で昨年度と令和 3 年度と比較しまして、給与費が令和 3 年度 10 億 4200 万程度ありました。令和 4 年度が 9 億 6400 万程度の給与費となっております。その差額が 7815 万 7983 円っていうふうに減額となっておりますので、恐らくそこが大きく影響しているかと思われます。

その原因といいますのが、決算書の 131 ページを開いていただきたいと思います。

そこに、昨年度と令和 3 年度との職員数の比較が載っております。そこを見ていただきますと分かりますように、先ほど収益、費用の説明のところにも申しましたように、医師が 2 名減少となっております。また、真ん中辺りですけども、看護師につきましても 8 名減少となっております。こういったところが給与費の大きな減額の要因となっております。

○和気委員

ちょっと立ち入った事聞くんですけどね、大体医療従事者の平均年収いうたら 400 万か 500 万ですか。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 10 分）

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 14 分）

○麓西予市民病院事務長

ただいま和気委員から医療従事者の平均給与という御質問があったかと思いますが、4 年度の当初予算の 142 ページに、職員 1 人当たりの給与という項目がございます。その分を読み上げさせていただきます。医師平均給与月額 146 万 4233 円、医療技術員、これコメディカルですね、放射線とか検査とか、そこらの医療技術員が 32 万 6922 円で、看護師 35 万 9708 円、准看護師 35 万 2905 円、事務職員 37 万 2219 円、その他の職員 29 万 192 円、以上でございます。

○和気委員

私はてっきりどんどん減り始めとるのかなと、去年から思ってたんですけど、市民病院は増えておるということで安心をいたしました。3 名増えたということですね。3 年度と比べて増えてるということやろ。分かりました。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

決算書の 125 ページの業務量のところで、病床利用率の数字がちょっと気になりました。市民病院のほうは 42.9%で野村病院のほうで 76.6%、ベッドの稼働率に相当な開きがあるんですけど、これはなぜかな。

○麓西予市民病院事務長

これにつきましては、市民病院 3 病棟あるんですけども、新型コロナウイルスの影響により、令和 3 年の 10 月から第 3 病棟を閉鎖しまして、1・2 病棟だけで運営している関係でこういうふうなところになっております。

○加藤班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第 10 号「令和 4 年度西予市病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 18 分）

【つくし苑】

○加藤班長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 19 分）

認定第 11 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○亀岡つくし苑事務長

それでは私から、認定第 11 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定」につきまして、御説明をさせていただきます。

決算書 198 ページをお開きください。

施設利用者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、在宅への復帰や療養支援に力を入れてきて、手厚いケアを提供してきました。

また、当年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、施設基準を超強化型で運営し、職員一同、一丸となって経営改善に取り組んでいくところでございます。

今後におきましても資材等の高騰によりまして厳しい状況が続きますが、経費の見直し等を行い支出の抑制に努めながら超強化型を維持し、効率のよいベッド稼働、そしてまた、収入の増加につなげていきたいと考えております。

続きまして業務量ですが、年間施設入所者の延利用者数は 3 万 37 人、対前年度比 1,102 人の減、短期入所の延利用者数は 1,909 人、対前年度 33 人の増となりました。また、通所リハビリテーションの利用者につきましては、年間延利用者数 6,306 人、対前年度 390 人の減、1 日平均利用者数は 22 人となりました。入所者そして短期利用者を合わせました 1 日平均利用者数は、87.5 人となりまして、前年度より 1 日平均 3 人の減となっております。これにつきましては、入所、短期入所ともに令和 4 年 12 月中旬から令和 5 年 1 月にかけてまして苑内クラスターが発生し、利用者の施設受入れを制限したことが令和 3 年度に比べ利用者が減少した要因と考えております。

次に、184 ページをお開きください。

決算報告書について御説明いたします。なお、決算報告書につきましては、消費税込みの金額となっております。

まず、（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。収入の第 1 款施設事業収入の決算額は 6 億 1816 万 3689 円となり、前年度と比較しまして約 4.9%、2892 万 6295 円の増収となりました。これは第 2 項施設運営事業外収益の県からの補助金が増加となったことが主な要因となっております。一方、支出の第 1 款施設事業費用の決算額は 6 億 765 万 9972 円となり、前年度と比較しまして約 6.9%、3917 万 4962 円の増額となりました。こちらの主な要因は、新型コロナウイルス感染症クラスター対応によります給与費が増額となったこと。また、資材等の高騰であったり、新型コロナウイルス感染防止に必要となる経費も昨年に引き続き増加をしております。こちらについては、後ほど損益計算書で御説明いたします。

続きまして、186 ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出について御説明いたします。第 1 款資本的収入の総額は 7717 万 151 円となっており、市からの繰入金を計上し、資本的支出につきましては、第 1 項建設改良費と第 2 項企業債償還金の合計で 7989 万 2523 円を支出しております。これによりまして、資本的収入額が資

本的支出額に対して不足する額272万2372円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、188ページをお開きください。

損益計算書について御説明させていただきます。こちらの金額につきましては消費税抜きの金額となっております。

1 施設運営事業収益は、介護給付費が主なものでありまして、前年度比611万3860円減収の5億1405万6257円となっております。それに対し施設運営事業費用では、前年度比3942万5752円増額の5億9164万9777円となり、差引き7759万3520円の営業損失となっております。

3 施設運営事業外収益は、一般会計からの補助金など7115万5円です。前年度と比較しまして約67%、2854万8921円の増収となりました。これにつきましては、令和4年度に苑内クラスターの発生になったことによりまして、県の補助金、そしてまた電気代高騰によりまして一般会計からの補助金の増額によるものでございます。

続きまして4施設運営事業外費用は、企業債償還利息及び雑支出など合計1567万4283円となり、経常損失は2211万7798円となりました。次の189ページにあります、特別利益及び特別損失を含めると、当年度純利益1050万3717円を計上いたしました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせました当年度末の未処理欠損金は、573万5179円となっております。

次に、193ページで貸借対照表につきまして御説明させていただきます。

資産の部、1固定資産では、(1)有形固定資産と(2)無形固定資産と合わせまして合計9億6552万239円となり、2流動資産につきましては、現金及び預金、未収金等で合計2億184万5188円となりました。未収金の主なものは2月、3月の介護報酬等の未収金が6875万8339円、そしてまた同じく2月、3月の利用者の負担金の未収が1065万9696円となっております。資産の合計は11億6736万5427円となりました。

続きまして、194ページをお開きください。

負債の部となりますが、3固定負債は5億5140万8701円、4流動負債は1億2732万651円、5繰延収益は3億1891万3163円となり、負債合計は9億9764万2515円となりました。次に、資本の部ですが6資本金で合計1億7545万8091円、7の剰余金では、利益剰余金合計がマイナスの

573万5179円となりました。資本の合計では1億6972万2912円、資産の合計及び負債資本合計はともに11億6736万5427円となっております。

また197ページ以降は、決算附属の書類をつけておりますので後ほどお目通しください。

今年5月に新型コロナウイルス感染症は感染症5類となりましたが、施設内で蔓延しますと収益に大きく影響することとなりますので、引き続き同様の感染対策を行いながら今年度も施設経営を行っております。今後とも併設します野村病院や関係機関と緊密な連携をとりながら、利用者の確保及び経費削減に努め経営の効率化を図るとともに、さらなるサービスの向上、利用者やその家族の生活支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第11号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○加藤班長

担当事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

増設した結果としてこれだけの決算が出来たという解釈でよろしいですか、それとも増設したけれどもこれだけしか決算が出来なかったと取っただけですか、どちらでしょう。

○亀岡つくし苑事務長

平成29年度に増床いたしまして、そしてまた加算型から強化型、そして超強化型ということで経営のやり方も変わっております。その中でここまでの決算になったんじゃないかと考えております。

○加藤班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時31分)

○加藤班長

再開を告げる。(再開 午後3時35分)

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤班長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第11号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」認定する

ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤班長

挙手全員により当分科会といたしましては、原案どおり認定することに決しました。

以上をもちまして、本分科会における決算認定についての審査は全て終了いたしました。

○井関副班長

閉会を告げる。

閉会 午後 3 時 37 分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会班長

加藤 美香